

第8次 上富良野町農業振興計画(案)

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出をめざして

2019年4月

上富良野町

I. 上富良野町の概要	
1. 地 勢	1
2. 人 口	3
3. 気 候	4
II. 農業振興計画の基本的な考え方	
1. 計画策定の趣旨	5
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	5
III. 農業・農村をめぐる情勢	
1. 世界の情勢	6
2. 国内の情勢	7
3. 地域の農業情勢	7
4. 食料需給を巡る動き	7
IV. 上富良野町農業・農村の現状と課題	
1. 上富良野町農業・農村の現状	10
(1) 農家戸数・農家人口	
(2) 後継者数の推移	
(3) 専業・兼業別農家戸数	
(4) 経営規模別農家戸数	
(5) 経営耕地面積	
(6) 主要作物作付推移	
(7) 家畜飼養頭数の推移	
(8) 販売額別構成比	
(9) 近年の気象状況	
2. 上富良野町農業・農村の主要課題	18
(1) 安全・安心な食料の供給と消費者と生産者の結び付き強化	
(2) 農業生産を支える基盤づくりと優良農地の保全	
(3) 経営の安定化・合理化と新技術の導入	
(4) 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり	
(5) 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保	

V. 計画の基本方針と施策の展開

1. 安全・安心な食料の供給と消費者と生産者の結び付き強化	20
(1) 安全・安心な食料の安定供給	
(2) 食育や地産地消による農業に関する理解促進	
2. 農業生産を支える基盤づくりと優良農地の確保	25
(1) 農業生産の基盤の整備・強化	
(2) 優良農地の確保と適切な利用の推進	
3. 経営の安定化・合理化と新技術の導入	30
(1) 経営の安定化・合理化	
(2) 新技術の導入と普及	
4. 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり	34
(1) 活気に満ちた快適な農村環境づくり	
(2) 都市と農村の交流促進と6次産業化の推進	
5. 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保	39
(1) 意欲のある担い手の育成・確保	
(2) 新たな担い手育成と地域農業を支える体制づくり	
6. 農業関係機関との連携	43
(1) ふるの農業協同組合	
(2) 上富良野町農業委員会	
(3) 富良野土地改良区	
(4) しろがね土地改良区	
(5) 北海道中央農業共済組合	
(6) 上川農業改良普及センター富良野支所	
※用語解説	44
※別紙 1 計画の基本方針と施策の展開の体系	49
2 第6次上富良野町総合計画（農林業部門抜粋）	50

資料

- 1 第7次上富良野町農業振興計画総括・評価表
- 2 家族協定締結状況
- 3 串内牧場入牧頭数の推移
- 4 道営事業の推移
- 5 中山間事業直接支払：歳入・歳出
- 6 国庫補助による農業機械導入の推移
- 7 町の農業支援対策単独事業実績
- 8 JA地域農業振興計画 アンケート結果

I .上富良野町の概要

1. 地 勢

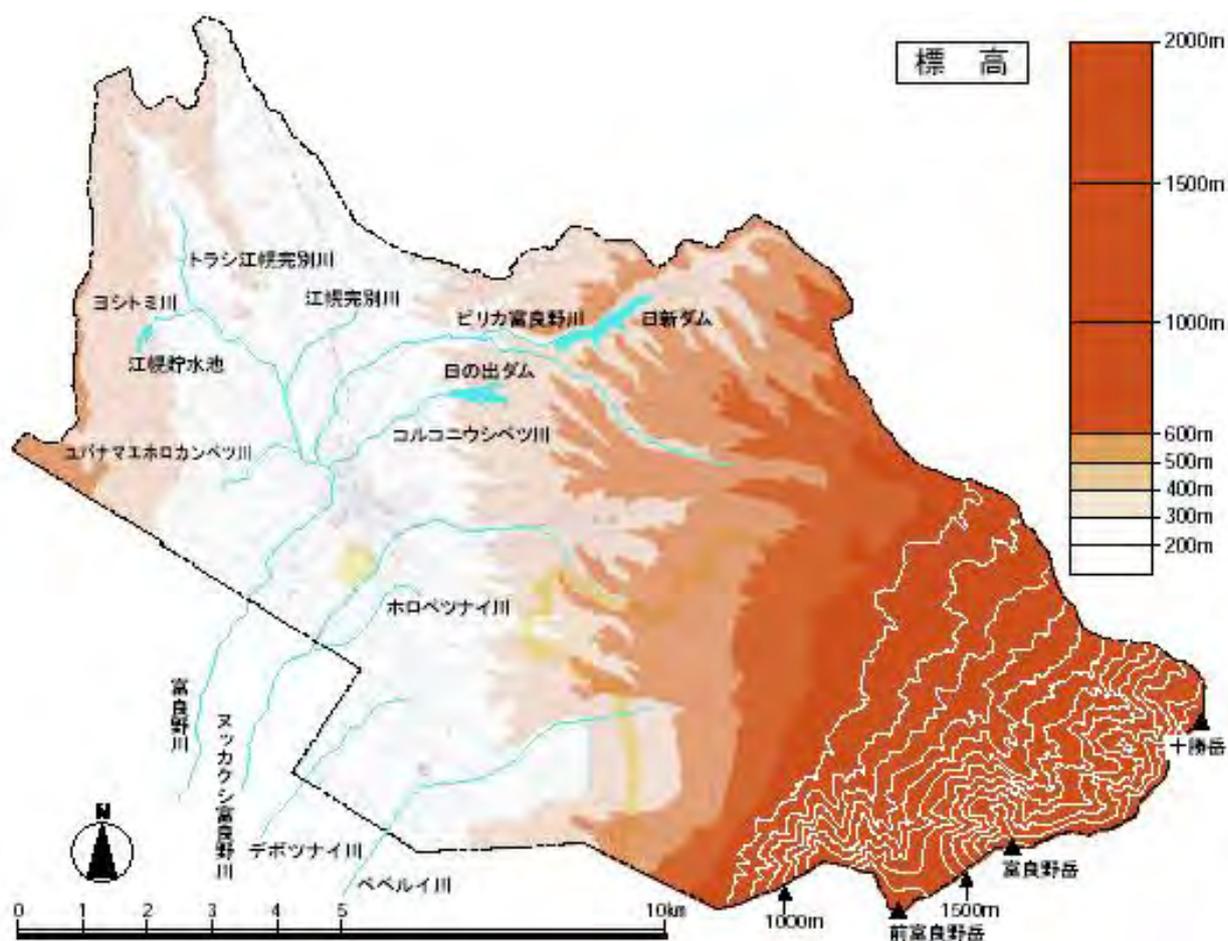
上富良野町は、北海道のほぼ中央部、東経 142 度 41 分 25 秒、北緯 44 度 32 分 55 秒に位置し、北から東にかけて美瑛町と新得町、南富良野町、南から西にかけて富良野市と中富良野町に隣接しています。



上富良野町の位置

町域は東西 24.6 km、南北 19.0 km、面積は 237.10 平方kmで、東に大雪山国立公園大雪山系の十勝岳（2,077m）、西に夕張産地の先端で芦別山塊といわれる山岳地帯、北に両山系の山麓と三面を山岳地帯囲まれています。南には市街地が開け、市街地を囲んで牧歌的な丘陵地とカラマツ林の景観が続き、富良野盆地の平坦部に繋がっています。

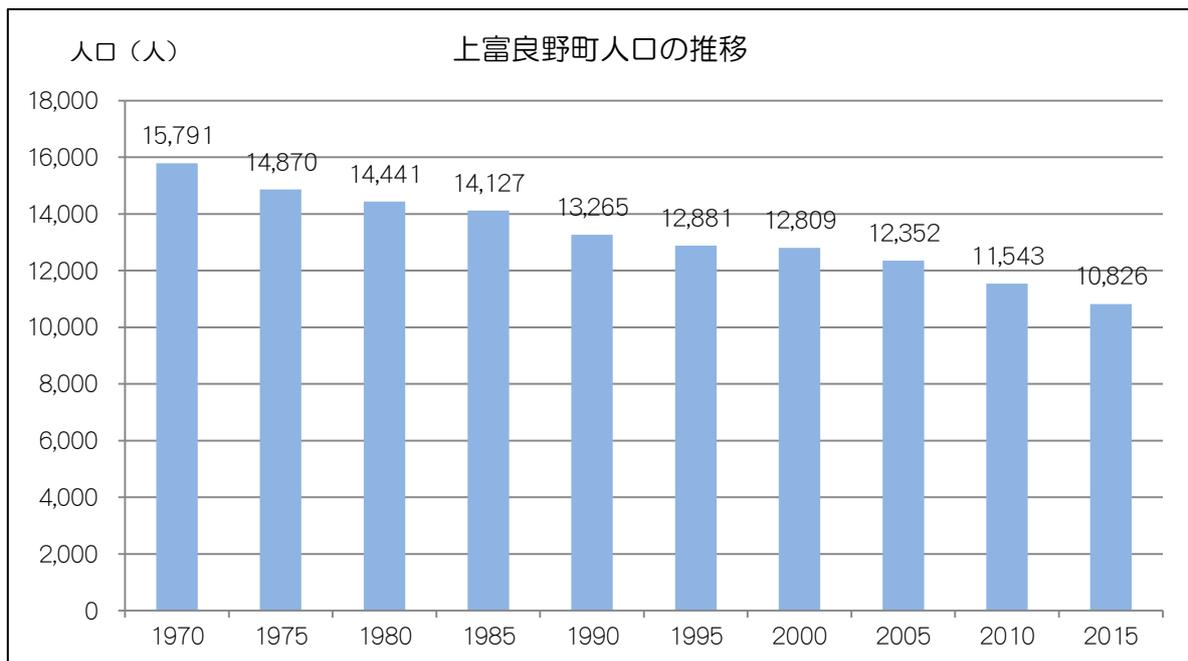
大雪山系の十勝岳連峰を源流とする富良野川、ヌッカクシフラヌイ川、ベベルイ川などが富良野盆地に向けて流れており、その流域の平坦地は水田として、波状丘陵地は畑として利用されている農業地帯です。また、町の北部には日新ダム、日の出ダム、江幌貯水池があります。



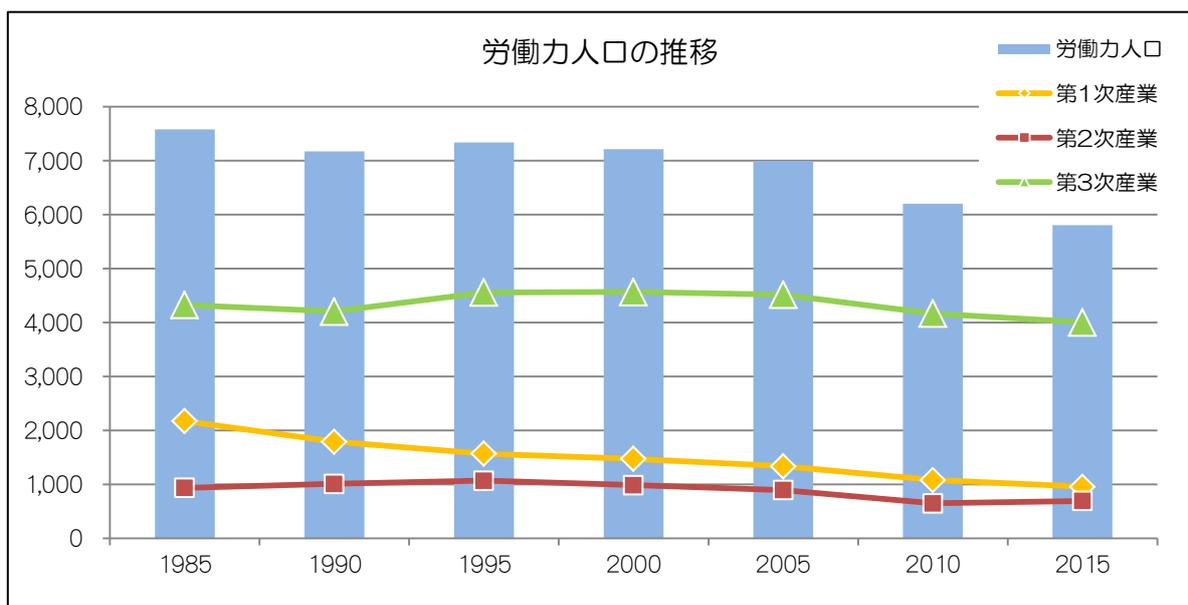
上富良野町の地勢

2. 人 口

明治30年開拓者が入植、明治36年に現在の富良野市、大正6年に中富良野町を分村、当時の人口は9,786人でした。1955年（昭和30年）の自衛隊駐屯により急増し、1958年（昭和33年）のピーク時には19,182人となりました。以降は減少が続き、国勢調査のデータでは、2005年（平成17年）から2015年（平成27年）までの10年間では、年平均1.6%程度の減少率で推移しています。2015年（平成27年）の人口は、前回調査（2010年（平成22年））に比べ6.21%減の10,826人となっております。



資料：国勢調査

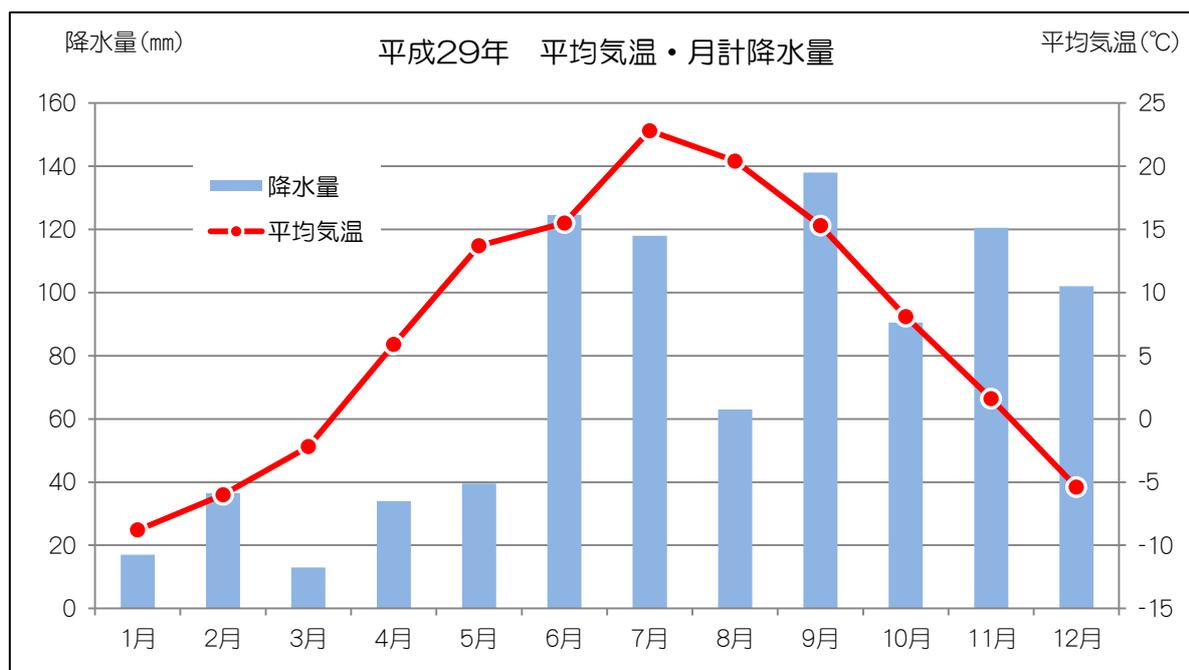


資料：国勢調査

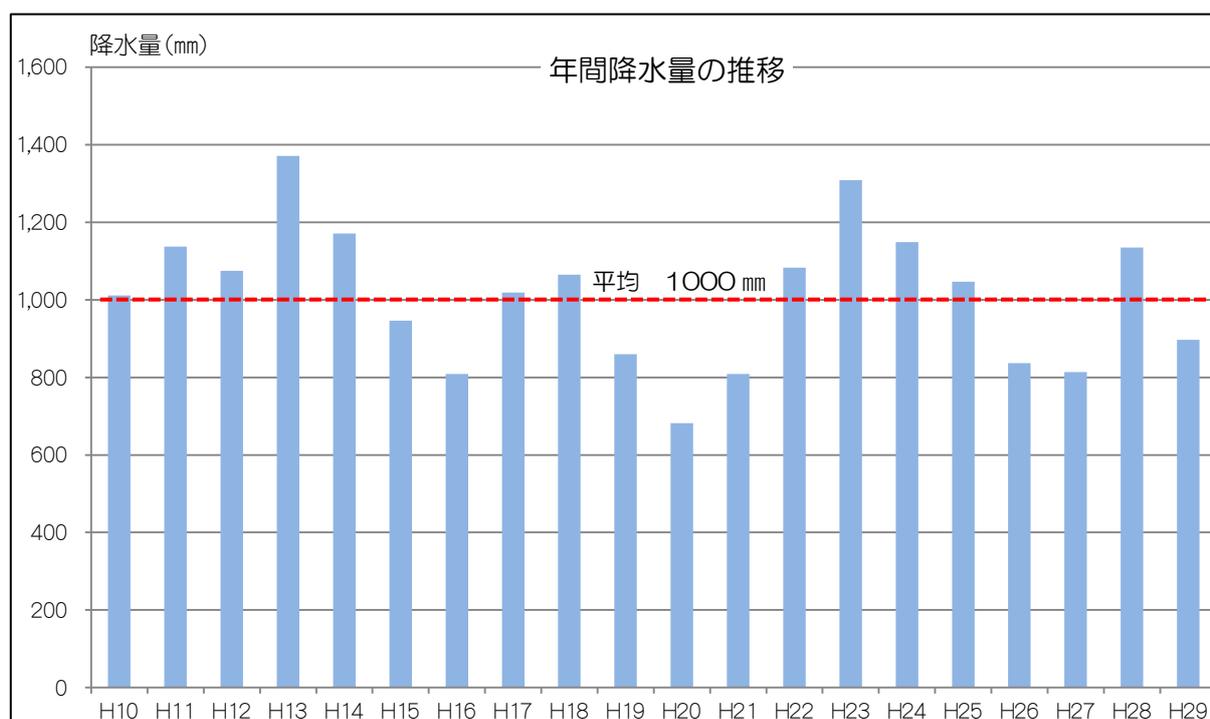
3. 気 候

本町は内陸部に位置し、周囲を山に囲まれているため、気温の日格差、月格差が大きい内陸性気候を示し、夏の最高平均気温が26℃前後、冬の最低平均気温は-15℃前後となり、昼夜の差が大きい気温差は、美味良質な農産物を生産し主穀、園芸農業に適しています。

年間降雨量は約1,000mm、年間積雪量は平坦部で約1m、山間部では2～3mに達します。



資料：旭川地方気象台



資料：旭川地方気象台

Ⅱ 農業振興計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本町の基幹産業は農業であり、地域の特色性を活かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な食料を安定的に供給するとともに、美しい農村景観を形成するなどの多面的な機能の発揮を通じて、地域を災害から守り、国土を保全し、私たちの生活に潤いと豊かさをもたらしています。また、食品加工や生産資材、農業機械、観光など他産業とも深く結びつき、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っています。これまでは、足腰の強い農業、持続的な農村地域の発展を目指して、「安全で安心な食料の供給と消費者の信頼の維持・確保」、「農業生産基盤の強化・保全と経営の効率化・近代化の促進」、「農を中心とした地域活力の創出」、「『農業』・『農村』・『地域』を支える担い手づくり」、「農業関係機関との連携」の5項目を“柱”として、平成26年に「第7次上富良野町農業振興計画」を策定し、計画に基づいた上富良野町農業の振興に努めてまいりました。

しかしながら、TPP協定（環太平洋パートナーシップ）やEPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）などにみられる経済のグローバル化が進展する中、平成30年度から実施された米政策の見直しや農業従事者の高齢化・担い手不足など様々な変化に直面しています。

この計画は、上富良野町の農業・農村の役割や期待を踏まえつつ、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、また、第7次計画における各施策の実施状況の検証を行い、本町の風土や地域特性を十分に活かしながら、力強く、持続性の高い農業の確立をめざして、本計画を策定したところです。

2. 計画策定の位置付け

本計画は、「第6次上富良野町総合計画」に掲げる農政分野において、目指すべき基本方針とその実現に向けた施策を示しており、既存の関連する計画との整合性を図り、農業関係分野の推進を担う基本計画として位置付けます。

3. 計画の期間

この計画の計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間とします。

なお、この計画は現時点での情勢を基に策定していますので、今後の社会経済情勢の変化などから、この計画の推進に大きな影響がある場合は、本町の農業の動向を十分に見極めながら、上富良野町農業振興審議会等の意見を聴いて、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟に対応することとします。



Ⅲ 農業・農村をめぐる情勢

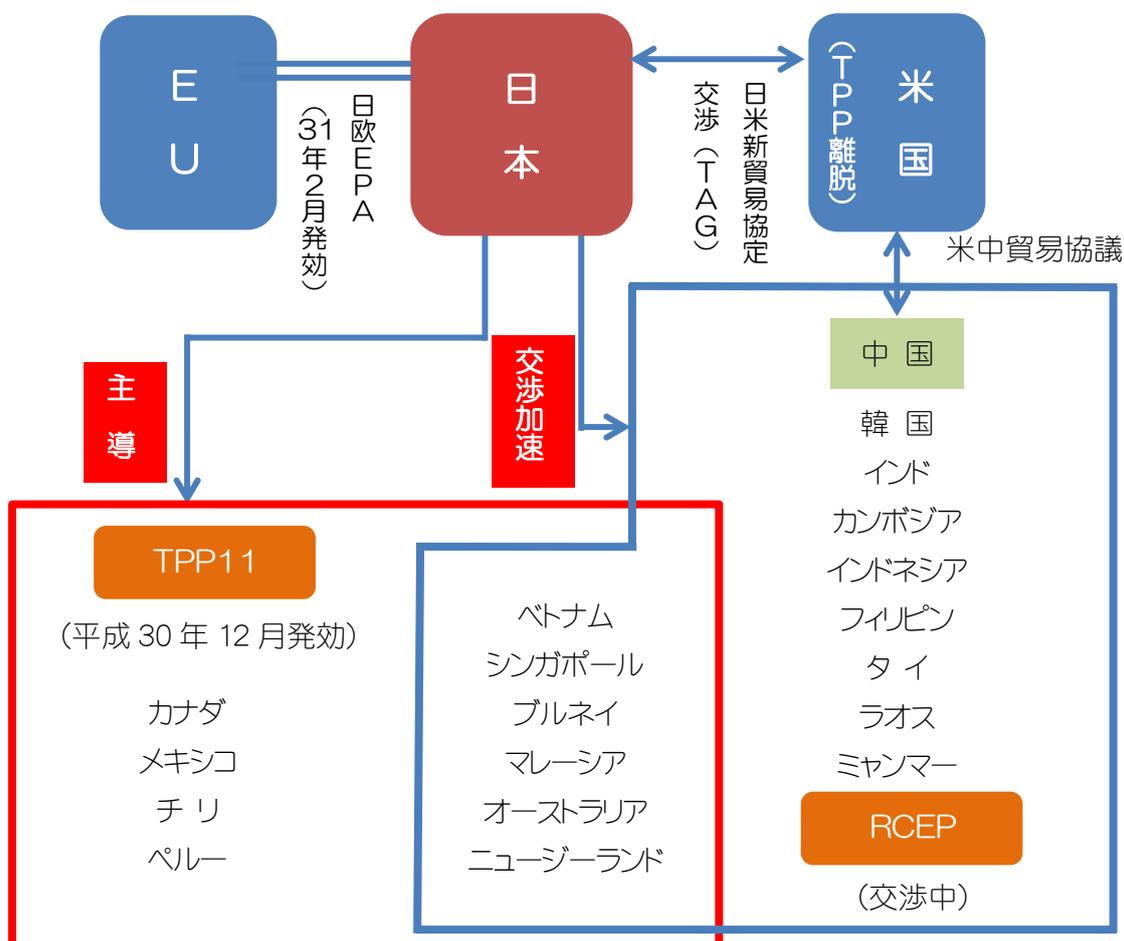
1. 世界の情勢

食料・農業に関わる国際情勢は、世界人口の増加や新興国の経済成長に伴い増加が見込まれる一方、地球温暖化に伴う気候変動の進行などにより、食料供給面での不安定化が顕在化していることから、食料需給のひっ迫が懸念されおり、食料需要の増大と生産の不安定化が問題となっております。

また、経済のグローバル化の進展とともにWTO交渉の停滞により、日豪経済連携協定やNAFTA（北米自由貿易協定）、米韓FTAなど、世界各地でEPA（経済連携協定）を締結する動きが活発化しており、我が国においても、米国を除く11カ国のTPP協定が平成30年12月30日に、欧州連合（EU）とのEPAが平成31年2月1日にそれぞれ発効することが確定しました。また、16カ国によるRCEP（東アジア地域包括的経済連携）を平成31年中に妥結を目指しています。米国はTPP離脱後、日本と米国の2国間協議である「物品貿易協定」（TAG）の交渉開始で合意しました。日本は、農畜産物の大幅な市場開放を相次ぎ受け入れることにより、先行きの見えない状態が続いています。

今後の国際情勢の変化に対応できる持続性のある足腰の強い農業・活力のある農村づくりが求められています。

日本を取り巻く経済連携や交渉



2. 国内の情勢

国内の情勢では、今後、高齢化の進行に伴う一人当たりの食料消費量の減少や人口減少の本格化が、国内の食市場を縮小させる可能性があり、農業への影響が懸念されていることから、社会構造やライフスタイルの変化への対応とあわせて、国内外における新たな市場開拓が必要となっています。

人口減少や高齢化の進行による労働人口の長期的な減少は、農業のみならず、食品加工、流通、外食等の関連産業における人材確保の困難さが増しているとともに、農業とつながりが深い食品等の関連産業の成長が阻害されれば、農業・農村の持続的な発展にも支障をきたす懸念があります。

3. 地域の農業情勢

地域内においては、異常気象による農業被害、担い手の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少、野生鳥獣による農業への被害、国の米政策の見直しなど様々な課題が継続して存在していますが、日本型直接支払事業（中山間事業、多面的支払事業、環境保全事業）や大規模な基盤整備事業への着手、町独自の諸施策を展開してきました。こうした情勢の変化に柔軟に対応するため、農業の持つ多面的な機能を発揮するとともに、地産地消、健康づくりなど「食」を通じて地域農業が町民の生活により一層密接に関わることへの取り組みが求められています。

4. 食料需給を巡る動き

（1）農産物の国際需給

世界の穀物需要量は、途上国における人口増加や所得水準の向上等に伴い、1970年代に比べ約2倍にまで増加しています。また、生産量は、品種改良や化学肥料の投入、かんがい施設の整備等による反収の向上により増加しており、これにより増加する需要に対応してきました。

しかし、世界人口が2000年の60億人から2050年には1.6倍増加し96億人になると推計される中、近年、発展途上国の経済発展による所得向上に伴う畜産物等の需要の増加に加え、バイオ燃料の需要が増加する一方、異常気象の頻発や水資源の制約による生産量の減少などにより、世界の農産物の需給はひっ迫する可能性があると考えられています。

（2）我が国の農産物貿易の動向

国は、平成28年11月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、平成28年5月に策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」と新たに策定した「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を本プランに位置付け、平成31年輸出額1兆円達成に向け、本戦略の推進や必要なハード・ソフト面でのインフラ整備等を総合的かつ計画的に進めることとしており、平成29年4月には、農林水産物・食品の輸出促進の新たなサポート機関として、「日本食品海外プロモーションセンター」（JFOODO）を新設し、海外市場の詳細なニーズ

やオールジャパンでのプロモーション、輸出事業者へのサポートなどの取組を強化することとしています。

(3) 食料需給構造の変化

我が国の食料消費は、高度経済成長期の所得の伸びを背景として、主食である米の消費量の減少や、畜産物、油脂等の増加により、昭和50年代中頃には、摂取する栄養素（炭水化物、タンパク質及び油脂）の熱量バランスが平均的にみてほぼ適切な、いわゆる「日本型食生活」が実践されましたが、その後、畜産物、油脂等の摂取が増加し、現在は脂質の摂取割合が高くなっています。また、少子高齢化、単身世帯や女性の社会進出の増加など、社会生活の変化により食の外部化や簡素化が進んでいます。

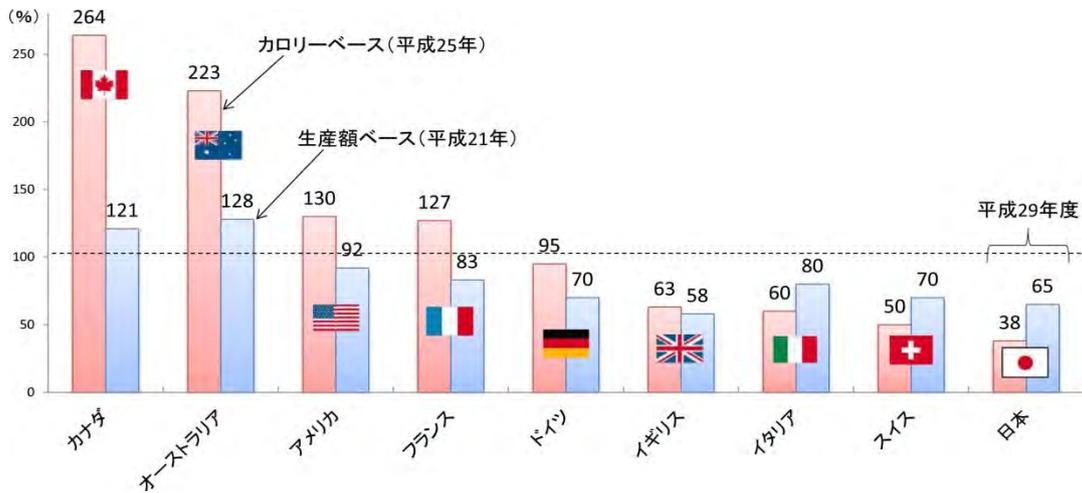
(4) 食料自給率の動向、向上の重要性

平成28年度の国民一人あたりの供給熱量は、2,429kcalとなりました。昭和40年度と平成28年度で比較すると、総供給熱量は同程度となっていますが、国民一人あたりの米消費量の減少に伴い、供給熱量に占める米の割合は44%から22%へと大きく減少する一方、輸入穀物飼料を利用する畜産物と油脂類の占める割合が、13%から32%へと大幅に増加しています。このため、我が国の総合食料自給率（カロリーベース）は、昭和40年代は73%でしたが、近年は40%前後で推移し、平成29年度は38%と、先進国の中で最も低い水準となっています。

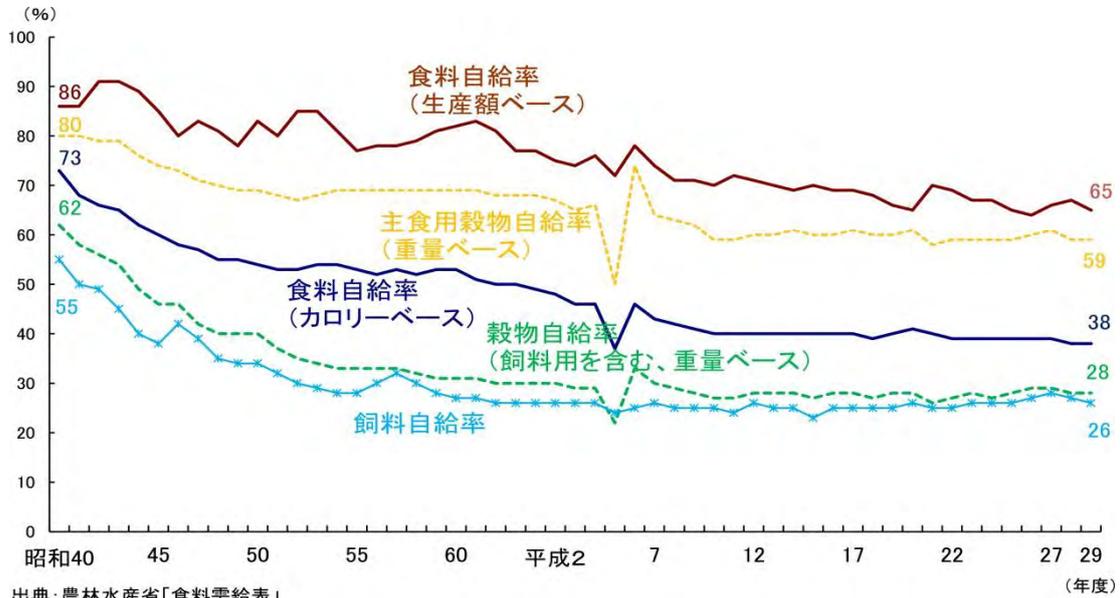
世界の食料需給が中長期的にひっ迫する可能性が指摘される中、異常気象による主要先進国での農業生産の不安定化や農産物価格の急激な高騰、輸出規制による貿易量の減少といった食料安全保障上のリスクが高まってきており、国内での農業生産の増大と食料自給率の向上が重要な課題となっています。

こうした中、国が平成27年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」では、平成37年度の供給熱量ベースの食料自給率を45%、生産額ベースの食料自給率を73%に設定し、この目標達成に向け、国産農産物の消費拡大や多様な消費者ニーズに対応した生産拡大などに取り組むこととしています。

また、食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定生産・供給に向けた取り組みを促進するため、我が国の食料の潜在生産能力を評価した食料自給力指標を毎年、公表することとしています。



世界の食料需給率 (資料：農林水産省)



出典：農林水産省「食料需給表」

日本の食料需給率 (資料：農林水産省)

IV.上富良野町農業・農村の現状と課題

1. 上富良野町農業・農村の現状

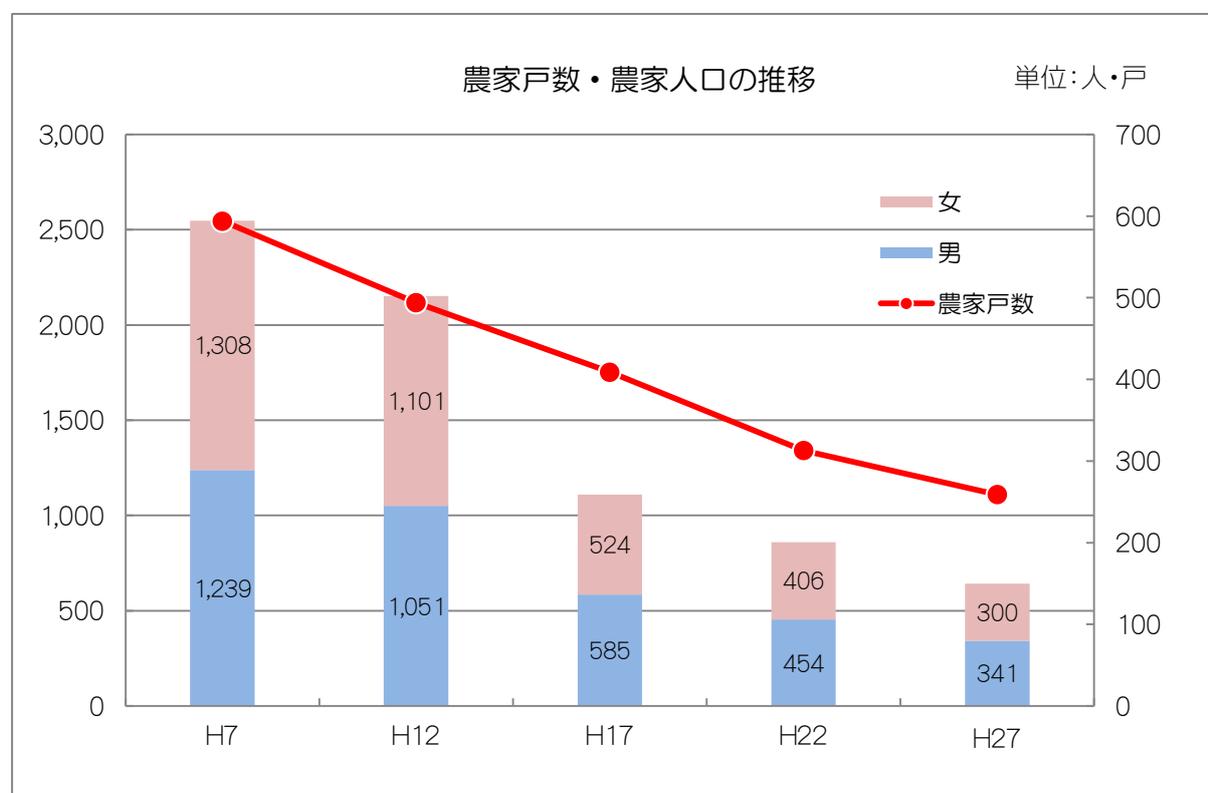
(1) 農家戸数・農家人口

本町の人口は、住民基本台帳による調査では平成27年で人口11,161人となり、平成22年と比べて5年間で726人(6.1%)の減少となっています。一方、農家戸数・農家人口については、農家戸数で257戸(17.8%減)、農家人口で641人(25.4%減)と、著しい減少傾向にあります。認定農業者についても263人(8.0%減)となっております。

(単位：人・戸)

年次	総世帯数	人口	農家戸数	農家人口			認定農業者数
				総数	男	女	
平成7年	5,033	13,239	594	2,547	1,239	1,308	58
平成12年	5,299	13,026	494	2,152	1,051	1,101	108
平成17年	5,419	12,618	409	1,109	585	524	230
平成22年	5,261	11,887	313	860	454	406	286
平成27年	5,196	11,161	257	641	341	300	263

表1：農家戸数/農家人口/認定農業者数（農林業センサス（総世帯数・総人口は、3月31日の住民基本台帳））



資料：農林業センサス

(2) 後継者数の推移

平成 17 年の農林業センサスの調査では、一気に後継者がいる農家の割合が落ち込み、平成 24 年に実施した「人・農地プラン」の意向調査では多少増加しました。しかし、このまま推移することとなれば深刻な担い手不足となり、本町の基幹産業である農業の持続・発展にとって大きな課題と言えます。

年次	農家戸数	後継者いる		後継者いない	
		戸数	割合	戸数	割合
平成 7 年	594 戸	187 戸	31.5%	383 戸	64.5%
平成 12 年	494 戸	161 戸	32.6%	333 戸	67.4%
平成 17 年	409 戸	69 戸	16.9%	340 戸	83.1%
平成 24 年	305 戸	83 戸	27.2%	222 戸	72.8%

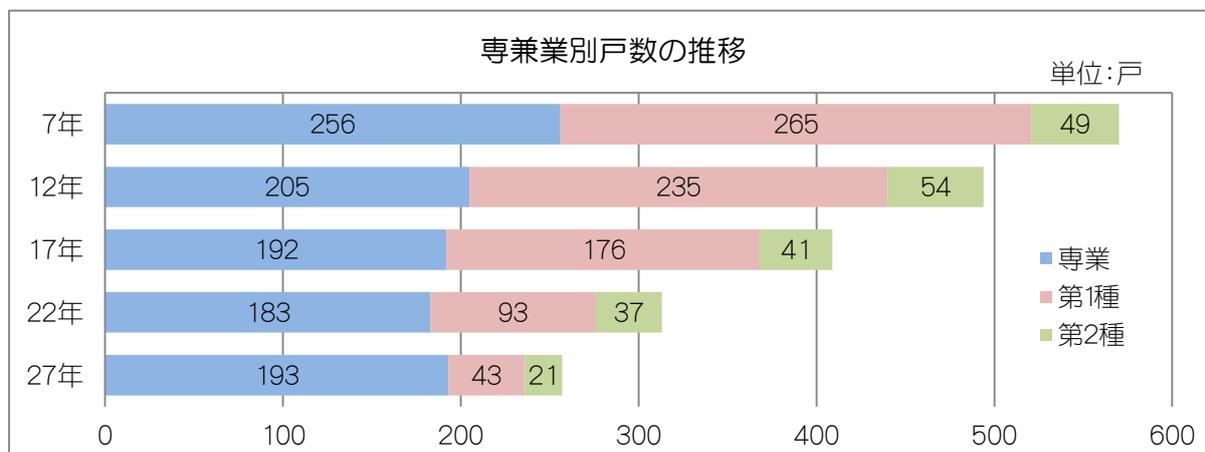
表 2：後継者の有無（H7～17 農林業センサス、H24 人・農地プラン意向調査）

(3) 専業・兼業別農家戸数

専業・兼業別農家戸数の平成 27 年と平成 22 年の比較では、専業農家で 10 戸(5.5%) 増えているものの、兼業農家は 66 戸(50.8%) 減少しており、専業農家への移行と兼業農家の減少が進んでいます。

年次	農業 総数	専業	兼業		専業農 業割合	兼業農家割合	
			第 1 種	第 2 種		第 1 種	第 2 種
平成 7 年	570 戸	256 戸	265 戸	49 戸	44.9%	46.5%	8.6%
平成 12 年	494 戸	205 戸	235 戸	54 戸	41.5%	47.6%	10.9%
平成 17 年	409 戸	192 戸	176 戸	41 戸	46.9%	43.0%	10.0%
平成 22 年	313 戸	183 戸	93 戸	37 戸	58.5%	29.7%	11.8%
平成 27 年	257 戸	193 戸	43 戸	21 戸	75.1%	16.7%	8.2%

表 3：兼業別農家戸数（農林業センサス）



資料：農林業センサス

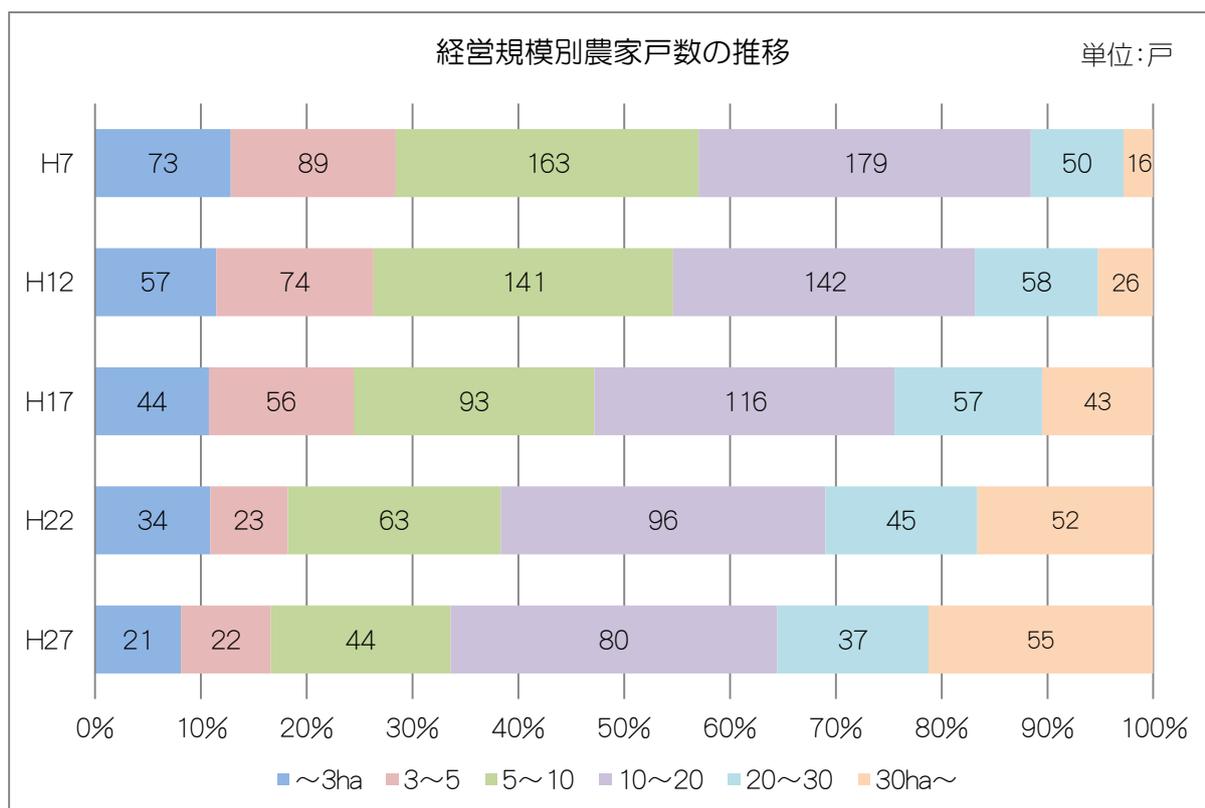
(4) 経営規模別農家戸数

農家一戸当たりの経営面積は、農家戸数の減少とともに農地流動化や基盤整備事業の区画整理などによる集積が図られてきた結果、10ha未滿の農家は減少傾向に、10ha以上の農家は7割近くを占めています。特に30ha以上の農家は、10年前と比べ約2倍の構成比率となっており、全体の2割以上を占めています。

(単位：戸/%)

年次	総数	～3ha		3～5ha		5～10ha		10～20ha		20～30ha		30ha～	
平成7年	570	73	12.8	89	15.6	163	28.6	179	31.4	50	8.8	16	2.8
平成12年	498	57	11.4	74	14.9	141	28.3	142	28.5	58	11.6	26	5.2
平成17年	409	44	10.8	56	13.7	93	22.7	116	28.4	57	13.9	43	10.5
平成22年	313	34	10.9	23	7.3	63	20.1	96	30.7	45	14.4	52	16.6
平成27年	259	21	8.1	22	8.5	44	17.0	80	30.9	37	14.3	55	21.2

表4：経営規模別農家戸数（農林業センサス）



資料：農林業センサス

(5) 経営耕地面積

農地面積は、平成27年次で6,410haにのぼりますが、農道や用排水施設などの農業施設敷地も含まれることから、農林業センサスの集計では以下の面積になっています。また、毎年JAで実施している作付実態調査では、作物の作付面積が5,990haを上回る面積で推移しています。農家1戸当たりの耕作面積は22haになっております。

(単位:ha)

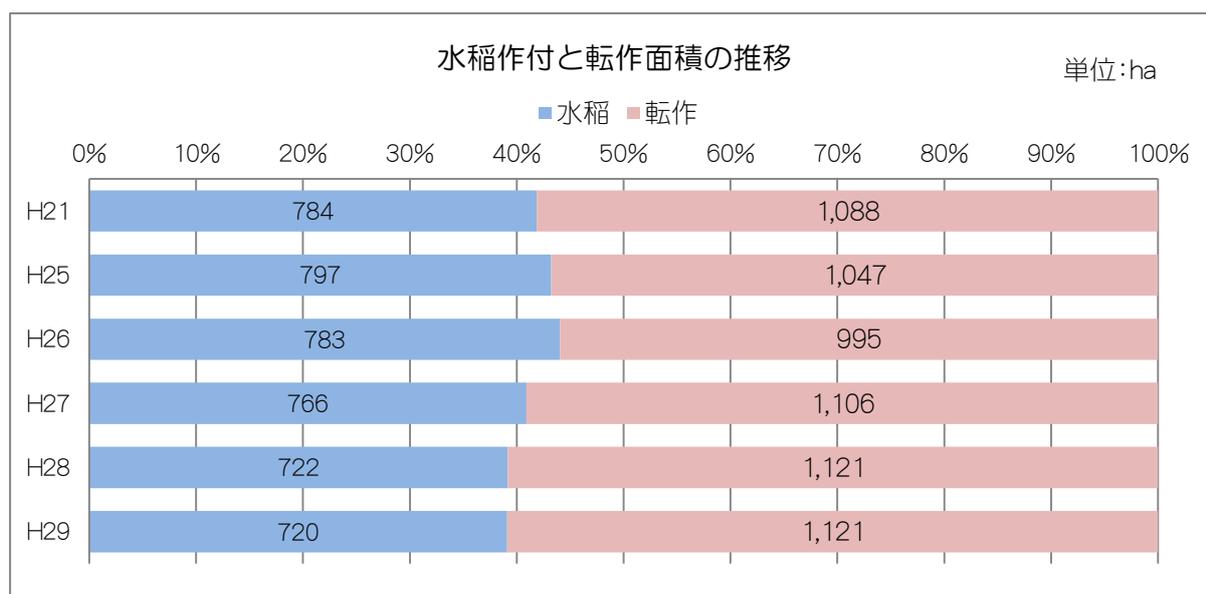
年次	経営耕地面積(ha)					
	合計	面積内訳				
		計	田	畑		樹園地
				牧草専用地		
平成7年	5,973.71	5,973.71	2,045.51	3,914.64	139.51	13.56
平成12年	5,820.97	5,820.97	1,929.94	3,880.01	149.57	11.02
平成17年	5,816.88	5,816.88	1,869.87	3,937.80	198.67	9.21
平成22年	5,967.49	5,967.49	1,773.91	4,177.38	566.38	16.20
平成27年	5,703.61	5,703.61	1,583.63	4,111.15	415.44	8.83

表5 経営耕地面積 (農林業センサス)

(6) 主要作物作付の推移

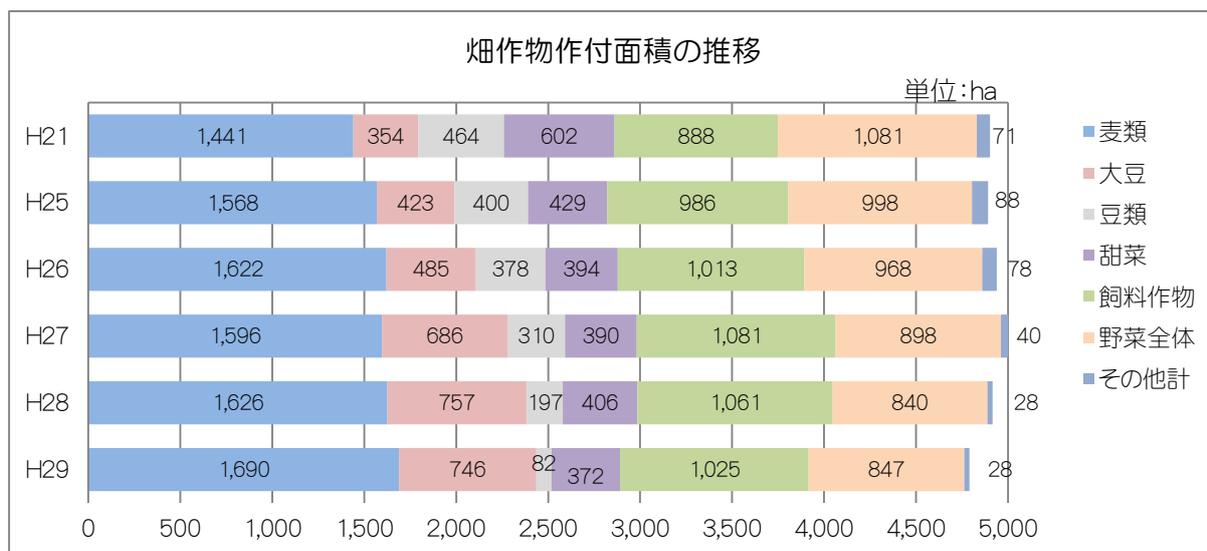
① 水稻作付と転作面積の推移

水田の畑作物への転換によって、効率的な作業環境を整える観点から畦畔の撤去が進み、圃場の湛水機能が損なわれたため、米の戸別所得補償制度が創設されたものの水稻作付面積は微増にとどまり、転作面積もほぼ横ばいで推移しています。



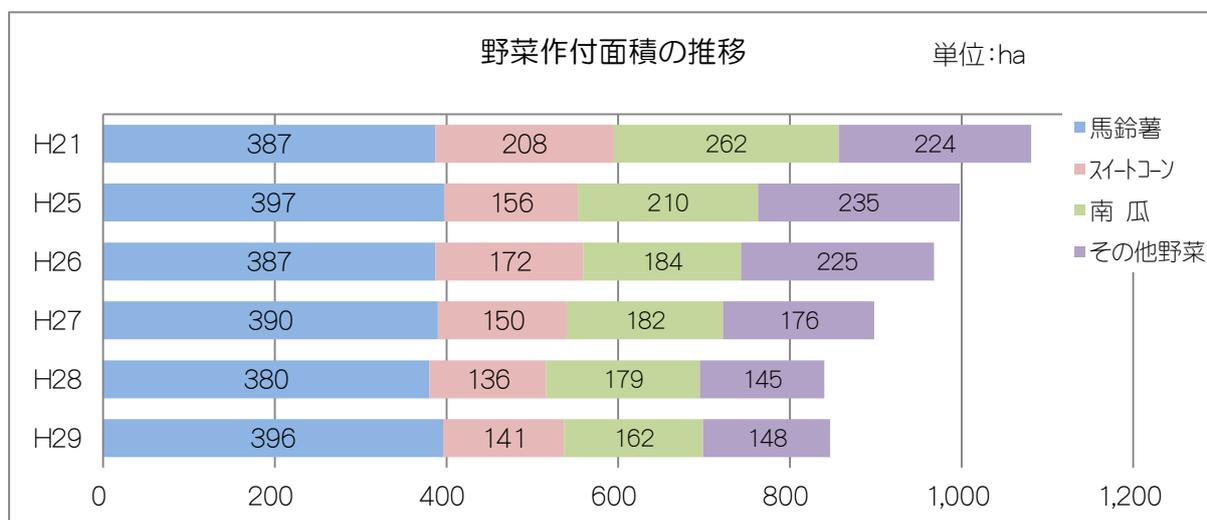
② 畑作物の作付推移（転作含む）

野菜類を除く畑作物は、平成 19 年度に制度化された「品目横断的経営安定対策」やその後継施策である「畑作物戸別所得補償制度」によって、交付金の対象作物の一つである大豆の作付面積が大幅に増えました。同じく対象作物である麦類は近年同程度で推移していますが、天候不順や湿害等によって減収が大きかった甜菜については、作付面積が減少してきています。飼料作物については、粗飼料を確保する観点から作付面積が増加しています。また、その他作物の中にはそば・青シソや希少なホップ・ラベンダーも含まれます。



③ 野菜の作付推移（畑作物の再掲：転作含む）

野菜のほとんどは、馬鈴薯・スイートコーン・南瓜が占め、その他野菜の中では、玉ねぎ・人参・メロン・アスパラが近年それぞれ 30ha 前後の作付けで推移しています。高収益が期待できる園芸作物の作付けについては、平成 28 年から開始した「収益向上作物生産振興補助」の事業活用により、増加する傾向にあります。



(7) 家畜飼養頭数の推移

乳用牛についても価格の低迷や飼料価格の高騰など、厳しい生産環境の下、横ばい傾向にあります。肉用牛の育成及び養豚については、農業法人が大きな規模で経営していることに加え、ブランド品としての定着や飼養施設の拡大など積極的な設備投資も相まって、飼養頭数は増加の傾向にあります。

年度	乳用牛	肉用牛	豚
平成24年	1,587 頭	6,877 頭	37,516 頭
平成25年	1,496 頭	7,684 頭	35,498 頭
平成26年	1,500 頭	9,026 頭	37,241 頭
平成27年	1,448 頭	9,739 頭	40,404 頭
平成28年	1,430 頭	10,204 頭	38,911 頭
平成29年	1,447 頭	10,317 頭	40,317 頭

表6：家畜飼育数の推移（町実態調査）



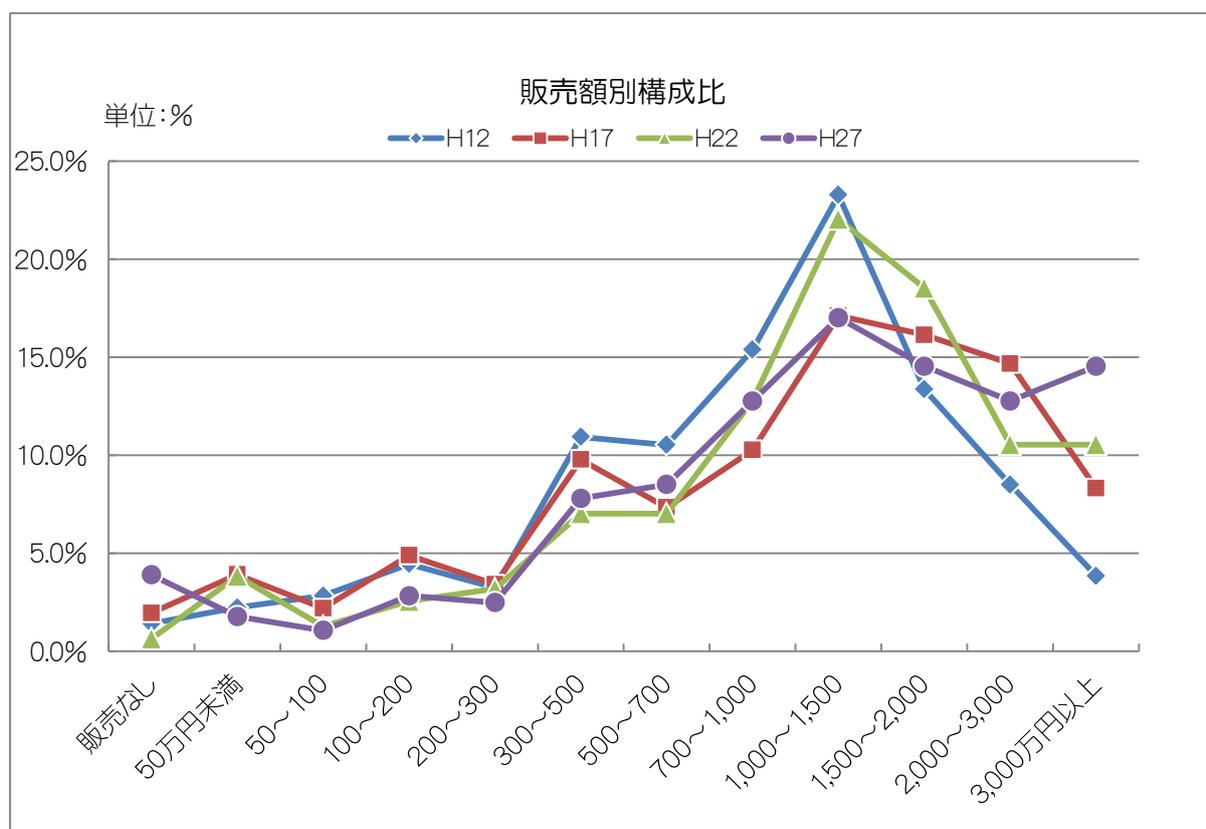
(8) 販売額別構成比

販売額別の農家構成比からも、1戸当たりの販売額は増加の傾向にあることが伺えます。平成12年には1千万円以上を販売した農家比率は5割に満たなかったものの、平成27年においては6割弱となっておりますが、これは離農等により農地の流動・集約化が進み、農家1戸当たりの耕作面積が増えたことによるところが大きいと思われます。平成17年に409戸あった農家が平成27年には259戸へと約6割に減少し、1戸当たりの耕作規模は拡大していますが、規模拡大に比例した販売額の伸びはないことが伺えます。農作物価格の低迷や収益性の高い作物への転換が進んでいないことが要因と思われます。

単位：百万円

年次	0	~0.5	0.5~1	1~2	2~3	3~5	5~7	7~10	10~15	15~20	20~30	30~
H12年	1.40%	2.20%	2.80%	4.50%	3.20%	10.90%	10.50%	15.40%	23.30%	13.40%	8.50%	3.80%
H17年	2.00%	3.90%	2.20%	4.90%	3.40%	9.80%	7.30%	10.30%	17.10%	16.10%	14.70%	8.30%
H22年	0.60%	3.80%	1.30%	2.60%	3.20%	7.00%	7.00%	12.80%	22.00%	18.50%	10.50%	10.50%
H27年	3.90%	1.80%	1.10%	2.80%	2.50%	7.80%	8.50%	12.80%	17.00%	14.50%	12.80%	14.50%

表7：販売額別構成比（農林業センサス）



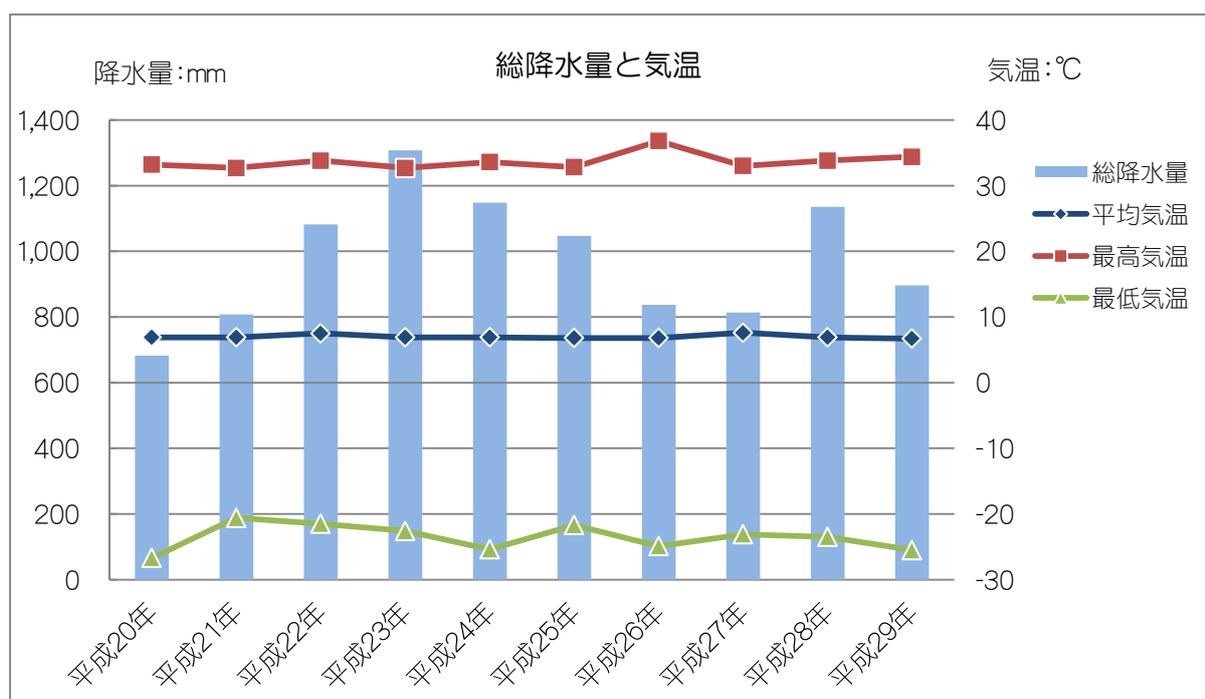
資料：農林業センサス

(9) 近年の気象状況

近年、異常気象とみられる天候不順や多雨による農業被害が恒常的に発生するようになってきました。特に局地的集中豪雨による農地流出や冠水、排水路や農道などの農業施設への被害は顕著なものとなっています。平成22年には、高温多湿による農作物被害が発生しています。平成26年以降は、2年連続で総降水量1,000mm以下でありましたが、平成28年には、局地的な大雨により、農作物被害が発生しました。今後の気象状況については、予断を許しません、安定的な農業経営を目指すうえで大きく懸念されます。

年次	平均気温	最高気温	最低気温	総降水量	最大日降水量	日照時間
平成20年	6.9℃	33.2℃	-26.7℃	682mm	38mm	1,532時間
平成21年	6.9℃	32.7℃	-20.6℃	808mm	58mm	1,434時間
平成22年	7.5℃	33.8℃	-21.5℃	1,082mm	64mm	1,532時間
平成23年	6.9℃	32.7℃	-22.6℃	1,308mm	170mm	1,532時間
平成24年	6.9℃	33.6℃	-25.4℃	1,148mm	65mm	1,545時間
平成25年	6.8℃	32.8℃	-21.7℃	1,047mm	61mm	1,428時間
平成26年	6.8℃	36.8℃	-24.9℃	837mm	43mm	1,727時間
平成27年	7.6℃	33.0℃	-23.1℃	814mm	53mm	1,578時間
平成28年	6.9℃	33.8℃	-23.5℃	1,135mm	107mm	1,503時間
平成29年	6.7℃	34.4℃	-25.5℃	897mm	33mm	1,524時間

表8：近年の気象状況（旭川地方気象庁台）



資料：旭川地方気象庁台

2. 上富良野町農業・農村の主要課題

「第7次上富良野町農業振興計画（平成26～30年）」及び「上富良野町農業・農村振興実践プラン（平成28～30年）」で示した基本方針・主要施策の評価を基に、平成27年3月に国において策定した「食料・農業・農村計画」及び平成28年3月に北海道が策定した「第5期北海道農業・農村振興推進計画」を踏まえ、次のとおり主な課題と今後の方向性について整理します。

(1) 安全・安心な食料の供給と消費者と生産者の結び付き強化

人口減少や単身・高齢者世帯の増加、ライフスタイルの変化など消費者のニーズの多様化や高度化が進み、食を巡る市場環境が大きく変化しています。また、安全で安心な良質の食料を求める消費者ニーズに対応するため、クリーン農業の推進や食育活動の展開など国内外の食市場の取り込みに向けた取り組みが求められています。しかしながら、地元で生産された農畜産物の地元利用・消費がそれほど多くないのが現状です。

多くの町民が上富良野産農畜産物への愛着を持ち、本町の基幹産業である農業への理解を深め、「地産地消」の推進と健康づくりや食育など、健康で豊かな食生活の実現と地元農畜産物の需要拡大を促進する必要があります。

(2) 農業生産を支える基盤づくりと優良農地の保全

近年の異常気象による多雨多湿や強風などが多発しており、農畜産物の安定的な生産に向け、品種・技術開発や農業生産基盤の推進、自然災害に強い農業の構築が求められています。農地や農業水利施設など農業生産基盤の整備は、農作物の収量・品質及び生産性の向上、さらには、低温や長雨による冷湿害の軽減など、農業の生産に大きく貢献してきましたが、今後は経年劣化などにより施設等の機能低下が懸念されていることから、これらの適切な保安全管理と計画的な整備が求められています。

農業生産の基本である優良農地の確保と保全を図り、耕作放棄地の発生抑制と、意欲のある中心的担い手への利用集積など農地の有効利用を推進していくことが必要になっています。また、耕作条件不利地の中山間地域への対策も、今後より一層の対応を図っていく必要があります。

(3) 経営の安定化・合理化と新技術の導入

農業経営を取り巻く環境は、経済のグローバル化やEPA、TPP協定などによる農畜産物貿易の自由化の進展などにより、安価な輸入農畜産物や農産加工品の流入による農畜産物価格の低迷、米消費の減少、少子高齢化による国内需要の縮小がみられる中で、肥料・飼料などの生産資材価格が高止まりとなっており、農業者にとっては厳しい環境におかれています。

また、農業経営規模の拡大に伴い、労働力不足が深刻な課題であり、多様なニーズに応じた農畜産物の生産・供給とあわせて、付加価値向上を図るためICTなどを活用したスマート農業や地域資源を活用した6次産業化の推進が求められています。

(4) 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

本町の就農戸数をみると、平成17年409戸から平成27年の10年間で約6割の257戸となっており、都市部に比べ一層人口減少が進む農村では、担い手の減少や高齢化の進行により、農業生産の減退やコミュニケーション機能の低下が懸念されており、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向けた取り組みの推進や、児童生徒の農業体験学習をはじめとする、「農」や「食」、「自然環境」などに関する教育の場の提供などにより、地域住民の方々に農業を身近なものと感じてもらえるよう、都市との交流人口の拡大による農村の活性化が求められています。

また、農業・農村の有する多面的機能を十分に発揮するために、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）を活用し、農道の草刈や水路の土砂上げなどを協働で行い、国土の保全、水源の涵養、自然環境保全などの農業・農村の多面的機能の維持を図ることが必要になっています。

(5) 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

本町において、農業従事者の高齢化の進行や後継者不足により販売農家戸数は年々減少を続けていることから、新規就農対策や経営継承を推進し、意欲の高い農業者の育成・確保に努めるとともに、認定農業者の育成・確保と農業法人化を進めていく必要があります。若年農業後継者の担い手対策として、富良野沿線アグリパートナー協議会やJAアグリパートナー交流会と連携を図り、農業後継者パートナー対策の推進が求められています。

また、農業経営者の高齢化による経営規模縮小や離農などによる農地の遊休化が懸念されています。各地域で策定されている「人・農地プラン」により地域の中核的な担い手に対して、農地の集積・集約化の推進、酪農ヘルパー事業やコントラクター事業の推進など地域営農の支援システムづくりを進める必要があります。



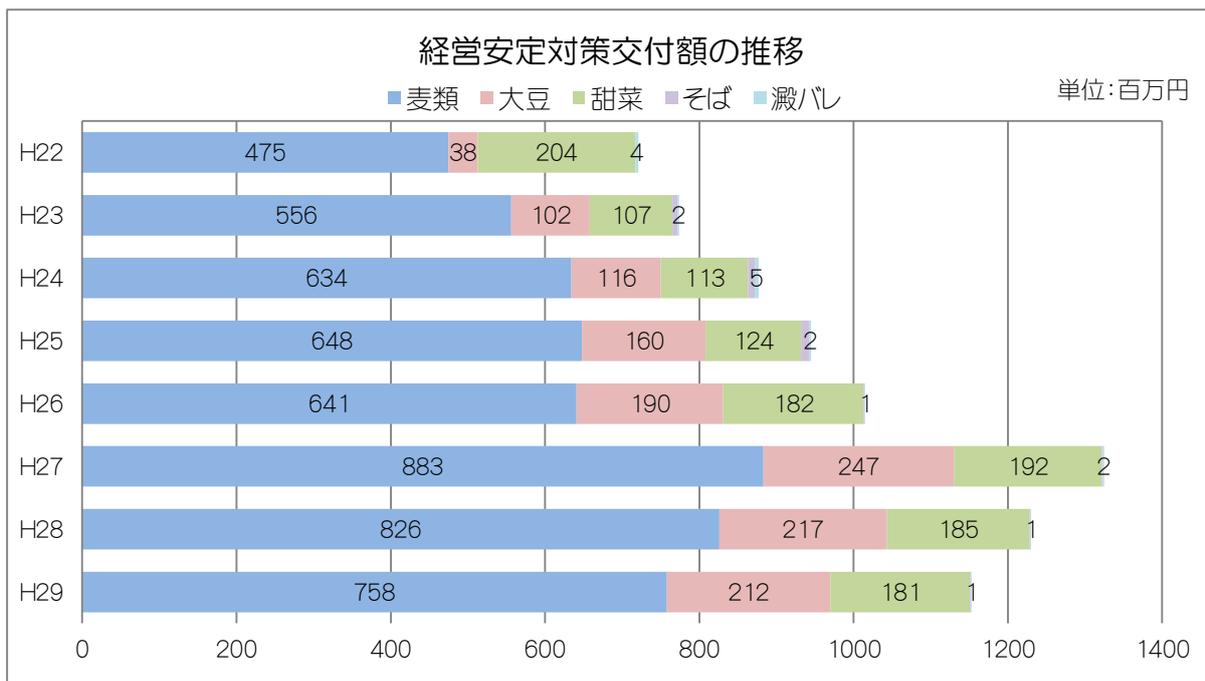
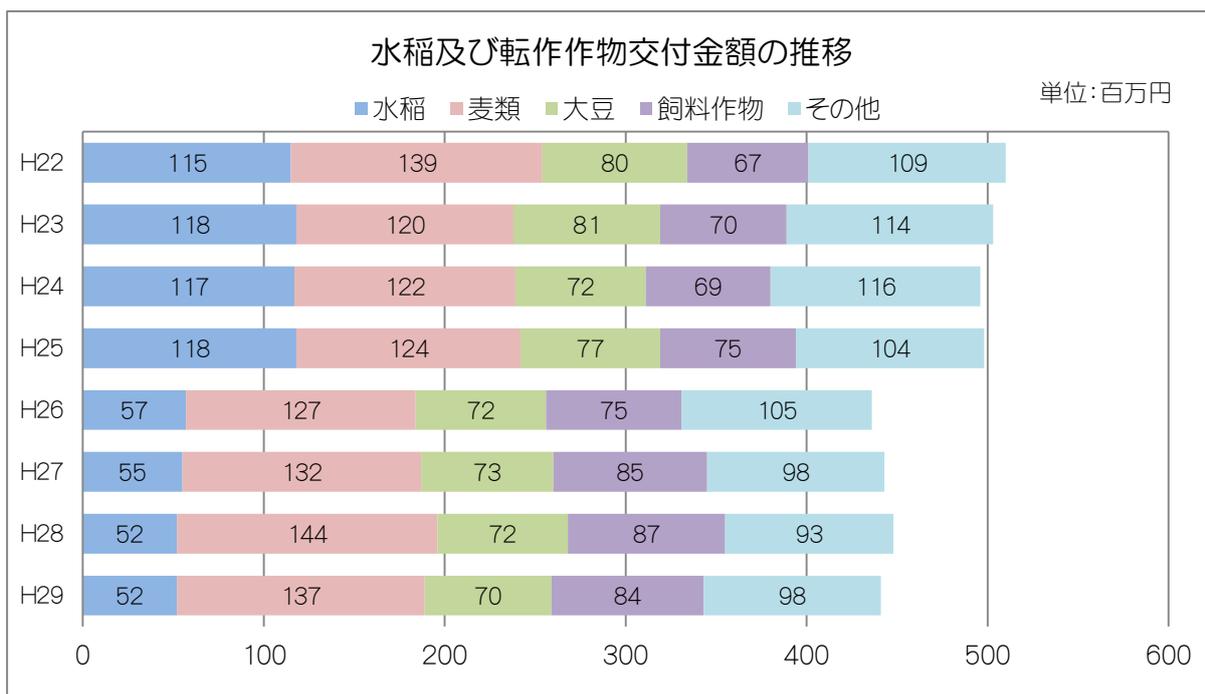
V. 計画の基本方針と施策の展開

1. 安全・安心な食料の供給と消費者と生産者の結び付き強化

(1) 安全・安心な食料の安定供給

① 良質な食料の安定供給

安全で良質な農畜産物を安定的に生産するため、国・北海道の制度や需要実態を見極め、食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼の確保に向け、クリーン農業など環境と調和した持続的な農業を推進します。



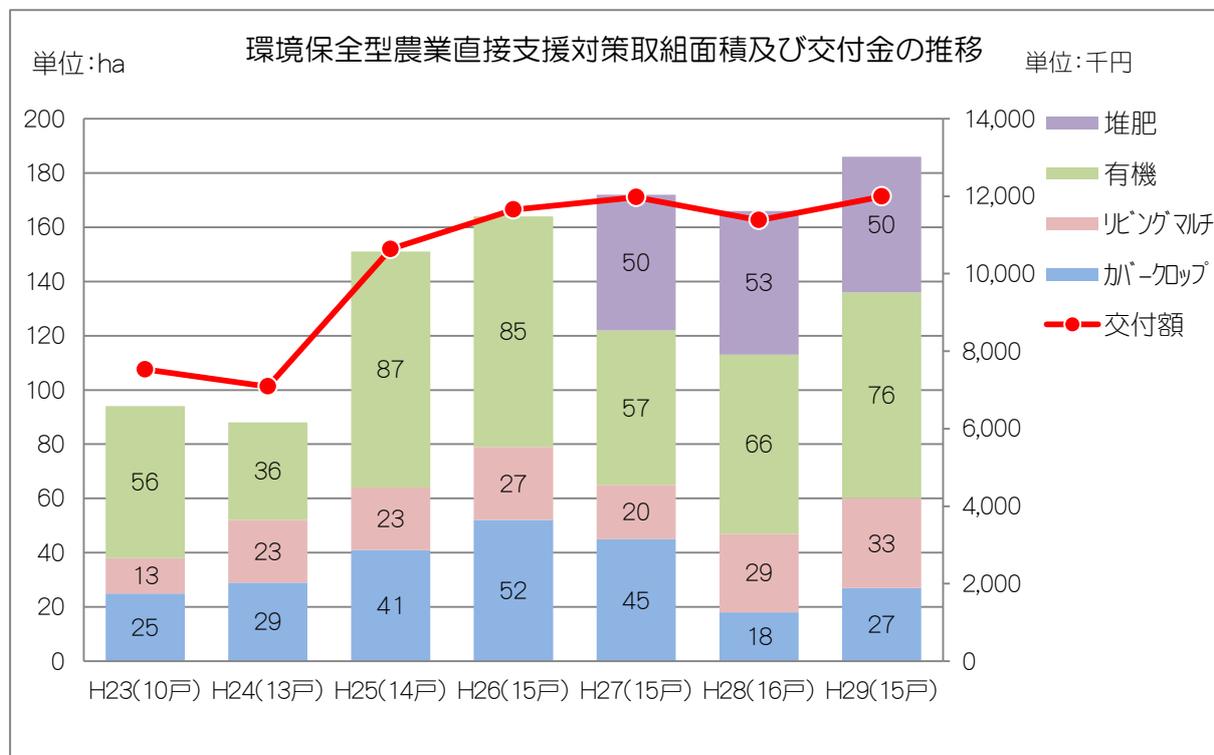
生産者をはじめ、流通・加工関係者や消費者など、町民との協働のもと、人々の生命と健康を支える「食」の安全・安心を確保するための取組を推進します。



- 経営所得安定対策制度や産地交付金制度の効果的活用により、農業所得の安定に繋がっていきます。
- 生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入の防止を図る取り組みを推進します。
- 産地の競争力強化に向け、生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値向上等を図るための高性能な農業機械や集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備などを推進します。
- 良質な農産物を低コストで生産するため、主要農産物等の優良品種の種子増殖を安定的に進めるとともに、円滑な供給を推進します。
- 地域の畜産生産基盤の強化と富良野圏域での収益性の向上を図る畜産クラスターの取り組みを推進します。
- 地域農業再生協議会の機能強化への取り組みを推進します。

② 環境と調和した農林業の推進

環境と調和し、消費者ニーズに応えるクリーン農業や有機農業を推進するとともに、自給飼料に立脚した畜産を推進します。



化学肥料・化学合成農薬の使用低減や有機農業の普及など農業者自身が取り組む高度な生産工程管理など、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進し、食の安全・安心に繋がります。また、硝酸性窒素等による汚染を防止するため、減肥技術等の普及や家畜排せつ物の適正な処理を推進します。

- クリーン農業の普及拡大を促進するとともに、消費者の期待に応えるクリーン農業技術のさらなる高度化や地域資源の活用を基本とした取り組みを推進します。
- 農業生産段階における工程管理手法（GAP：Good Agricultural Practice）の導入を推進します。
- 肥料や農薬、動物用医薬品、飼料が適正に流通、使用されるよう、それぞれの関係法令に基づき、製造、販売業者や生産者に対する指導、助言を実施します。
- 家畜排せつ物の適正な管理と家畜防疫・衛生対策を推進していきます。
- 健全な森林の育成を図り、森林の持つ多面的機能発揮のため、森林組合と連携し、森林の保全・整備を推進します。

(2) 食育や地産地消による農業に関する理解促進

① 地産地消の推進

地元で生産された農畜産物が、地元で利用されるよう、「地産地消」に努めるとともに、生産者、流通・加工関係者、消費者などとの協働のもと、計画的な生産基盤の整備や生産性向上に向けた取り組みを推進します。

食育や健康づくりなど、農業の貢献機会を拡充しながら、農業に対する市民の理解深化に繋がります。また、観光などの関連産業との関わりを深めながら、農業者自身が行う消費者交流を促進します。

地域・風土にあった食を提供する観点から、学校給食現場では以前より地場産食材に力を入れており、購入金額ベースでは、その使用割合は8割を超えて推移しています。

地元農畜産物の魅力や地産地消の意義、役割などを知ってもらう機会として、各種イベントの開催などを行っていきます。

- 観光、飲食関連事業所での利用促進と情報発信を産業間連携のもと推進します。
- 学校給食での地元農畜産物の積極的な活用を推進します。
- 食育及び健康づくり事業等での地元農産物の積極的な活用を推進します。
- 地場野菜の安定供給に向けた手法（販路・保存方法等）の研究を推進します。
- 地元農畜産物の付加価値を高め、消費者に選ばれる農畜産物や食品のブランド力の向上に向けた普及活動を推進します。
- 地域の特色を活かした農畜産物やその加工品のブランド化を推進します。



かみふらの収穫祭 軽トラ市実行委員会直売所

② 消費者と生産者との結びつきの強化

健康・食育の観点から、地場産食材を活用した料理教室・講習会の開催や、秋には生産者と消費者の相互理解を促進する「収穫祭」を開催するなど、町内消費者の地元農畜産物への理解深化に繋げてきました。また、農業者の自発的な取り組みによる直売所が定期的で開催されるなど、地元の消費者と生産者が直接触れる機会が増えてきています。

食育や健康づくり等への関心の高まりとともに、「食」や「農業」を学ぶ機会が広がっており、こうした機会を通じて、食を生み出す場としての農業・農村の理解深化や消費者と生産者の「顔が見え、話ができる」関係づくり・相互理解を促進します。



大型店舗内の直売所



みっけマルシェ



さっぽろオータムフェスト

- 農産物直売の取り組みなど、農消交流の拡充に向けた活動を支援します。
- マルシェ（直売所）や直売店舗などを通じた地元農畜産物の消費拡大や生産者と消費者との交流促進、関係づくりを支援します。
- 各種イベントでの活用促進と特化したイベントの開催を継続して実施していきます。
- 観光分野との連携による地域食材を活用した商品づくりなど、地域資源の活用を促進します。

2. 農業生産を支える基盤づくりと優良農地の確保

(1) 農業生産の基盤の整備・強化

① 農業生産基盤の整備

農地・農業水利施設は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、良好な営農条件を備えた農地や健全な農業水利施設の確保と有効利用を図るため、農地の大区画化、排水性強化のための整備や基幹水利施設の計画的な維持・改修整備などを推進します。

単位：h a

農地面積	整備済面積					整備予定面積				整備面積合計	整備率合計
	国営	道営	その他	計	整備率	道営	その他	計	進捗率		
5,967	860	1,176	50	2,086	35.00%	752	4	756	12.70%	2,842	47.60%

表9：農地整備率

※農地面積はH27 農林業センサスを基準とした。

※整備予定面積は、本計画期間において既に実施されているもの及び着手が予定されている事業の面積

現在進行中若しくは計画している農業基盤整備事業が完了しても、町全体の整備率は50%に満たない現状にあります。2次整備を行っている圃場がある一方で、畑地を中心に未整備圃場が多く、また、整備済みの圃場においても経年による排水機能等の低下が見られることから、2次整備も視野に入れながら、今後の整備を図っていかねばなりません。地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、農業水利施設、暗渠排水などの整備を推進するとともに、農畜産物輸送の効率化や通作条件の改善を図るための農道の整備を推進します。



- 道営経営体育成基盤整備事業等の推進と早期完了を推進します。
- 道営農道整備事業の早期完了を推進します。
- 土地改良事業受益者負担の軽減を図っていきます。

② 農地や農業水利施設の保全・維持管理

これまでに造成された農業水利施設の老朽化が進み、耐用年数を経過した施設が増加する中、農地や農業水利施設等の長寿命化を図るため、それらの施設の整備履歴や地図情報などを一体的に蓄積する取り組みを進め、ストックマネジメント手法を活用して、補修・更新等の保全管理を推進します。

農業生産の維持、農業経営の安定を図るため、農地や農業水利施設等の総合的な防災・減災対策及び道営農村地域防災減災事業（西1線・日の出地区排水路）の早期完了の推進とともに、災害発生時における農地・農業用施設の迅速な復旧に取り組みます。



- 農業用水の安定供給とともに、国土や自然環境の保全、災害の防止など多面的機能を十分発揮させるため、農業水利施設等の適切な維持管理を推進します。
- 土地改良区など関係機関との連携を強化し、施設の保全、適切な維持管理を推進します。
- 農業・農村の多面的機能を発揮する取組を推進します。
- 中山間事業などの活用により、農業水利施設の維持管理を図っていきます。
- 異常気象に備えた小規模土地改良事業（暗渠排水、心土破碎等）を推進します。
- 道営農村地域防災減災対策事業の早期完了を推進します。



(2) 優良農地の確保と適切な利用の推進

① 計画的な土地利用の推進

農業生産の基本である、優良農地の確保・保全を図るとともに、耕作放棄地の発生抑制と、意欲のある中心的担い手への利用集積など農地の有効利用を推進していきます。

農地が健全に保全され、耕作条件不利地であっても耕作放棄地の発生に至っていないことは、中山間地域直接支払制度がその大きな要因になっていると言えます。

しかしながら、中山間地域は、本町の農業・農村において重要な位置を占めていますが、傾斜地が多く存在し、平地に比べ営農面において不利な状況にあります。また、人口減少、高齢化、担い手不足等厳しい状況におかれています。今後の対策として、中山間直接支払事業を継続実施していく他、各種の支援対策において、総合的かつ一体的な対応を図っていきます。

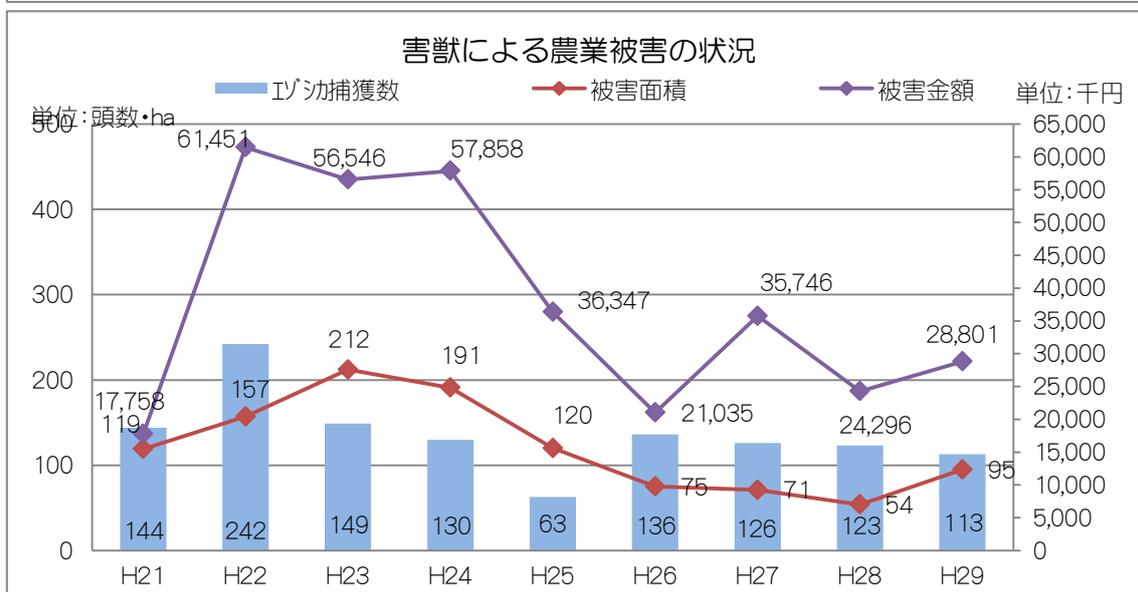
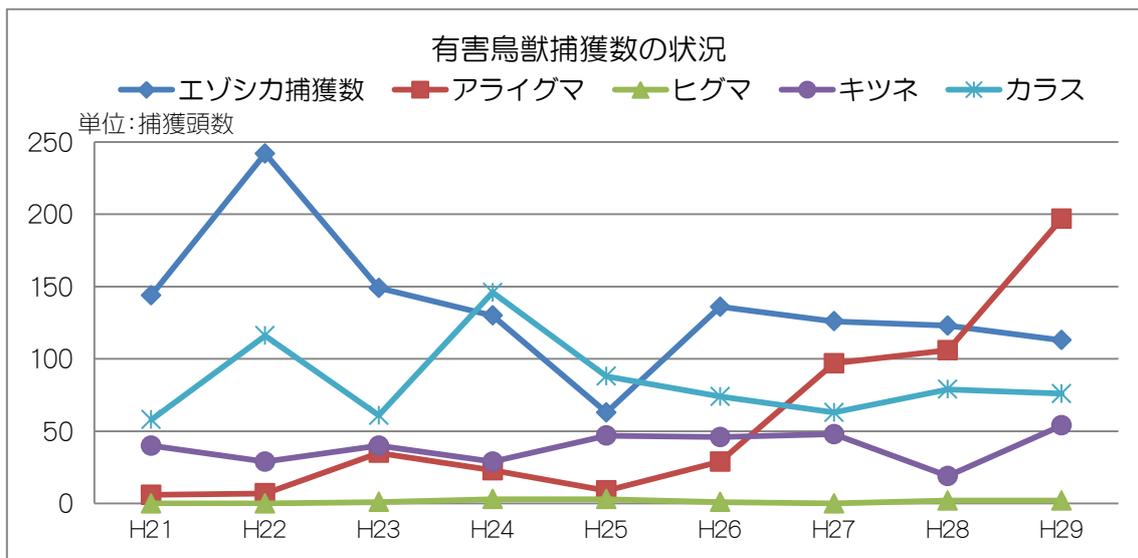
また、中山間地域は、エゾシカ、ヒグマ等が生息する山林に隣接していることから、農作物の鳥獣被害が受けやすい環境にあり、農業収入の減少や今後の農地の保全にも大きな影響を与えています。近年ではアライグマの大量発生が問題となっており、各関係機関の協力のもと、駆除に努めていかなければなりません。今後も猟友会との連携協力のもと、有害鳥獣駆除について協力支援の推進を行っていきます。

農地の利用実態を的確に把握し、耕作放棄地や遊休農地の発生を抑制するとともに、関係機関との農地情報の共有化や関連する施策・制度の活用をはじめ、優良農地の確保に繋がります。

単位：h a

地区名	田			畑			草地			合計
	急傾斜	緩傾斜	計	急傾斜	緩傾斜	計	急傾斜	緩傾斜	計	
日新		0.7	0.7		10.6	10.6		9.5	9.5	20.8
清富			0.0		59.9	59.9	0.3	8.4	8.7	68.6
草分		15.3	15.3	3.1	108.8	111.9		31.0	31.0	158.2
里仁			0.0		116.1	116.1		13.1	13.1	129.2
江幌			0.0		138.9	138.9		1.8	1.8	140.7
静修	0.3		0.3	0.3	131.9	132.2		6.9	6.9	139.4
江花		1.3	1.3		189.3	189.3		21.2	21.2	211.8
日の出		10.9	10.9		58.4	58.4	0.5	37.5	38.0	107.3
旭野			0.0	0.2	29.5	29.7		4.5	4.5	34.2
島津	0.5	18.2	18.7	0.2	37.6	37.8		6.3	6.3	62.8
富原	4.4	149.1	153.5		3.0	3.0		3.0	3.0	159.5
東中	63.6	336.7	400.3		27.5	27.5	0.3	16.3	16.6	444.4
合計	68.8	532.2	601.0	3.8	911.5	915.3	1.1	159.5	160.6	1,676.9

表 10：中山間直接支払対象面積（地区別）



- 中山間地域直接支払制度の有効活用を図っていきます。
- 農地転用規制の厳格化と農業振興計画の適切な運用を推進します。
- 農業委員会と農地中間管理機構との連携による担い手への農地利用集積を推進します。
- 農地パトロールの実施を推進します。
- 有害鳥獣駆除・捕獲体制の強化を行い、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図ります。
- 鳥獣被害対策活動への支援を実施します。



② 中心的担い手への農地集積の推進

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

地域の中心的担い手への優良農地の集積を推進し、将来にわたって効率的かつ安定的な有効利用が図られるよう、その取り組みに対する支援を講じるとともに、農業生産基盤整備事業等の実施を契機とした優良農地の利用調整を図ります。

○申出状況

区分	内訳	件数	面積(㎡)			
			田	畑	その他	計
理由別	離農	1件	50,293 ㎡	8,403 ㎡		58,696 ㎡
	規模縮小	2件	54,607 ㎡			54,607 ㎡
	再処分	14件	207,023 ㎡	444,944 ㎡		651,967 ㎡
	その他					
	計	17件	311,923 ㎡	453,347 ㎡		765,270 ㎡
内容	売買	10件	219,522 ㎡	193,388 ㎡		412,910 ㎡
	賃貸借	7件	92,401 ㎡	259,959 ㎡		352,360 ㎡
	計	17件	311,923 ㎡	453,347 ㎡		765,270 ㎡

○斡旋結果

区分	内訳	件数	面積(㎡)			
			田	畑	その他	計
実施	売買	10件	219,522 ㎡	193,388 ㎡		412,910 ㎡
	賃貸借	6件	92,401 ㎡	191,545 ㎡		283,946 ㎡
	計	16件	311,923 ㎡	384,933 ㎡		696,856 ㎡
未処理	売買					
	賃貸借	1件		68,414 ㎡		68,414 ㎡
	計	1件		68,414 ㎡		68,414 ㎡

表 11：平成 29 年度農地流動化の状況

- 農業委員会との連携強化を図っていきます。
- 道営経営体育成基盤整備事業を推進します。
- 農用地利用改善組合の機能充実と取り組みの支援を実施します。

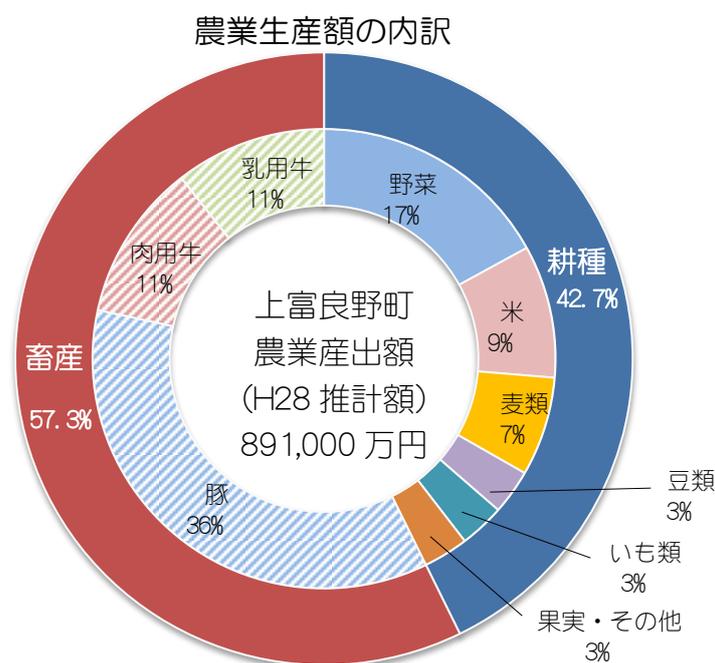


3. 経営の安定化・合理化と新技術の導入

(1) 経営の安定化・合理化

① 農業経営の現状

農地集積等によって経営規模の拡大が進み、また、複合経営等による新たな営農形態への移行が図られてきています。経営の安定化をはじめ、生産過程における共同や協業による合理化、新技術の導入により収益性を高め、経営規模の拡大や営農改善に見合った農業所得の確保・向上に繋げ、平成35年度の農業生産額 9,000 百万円を目標とします。また、経営規模拡大の一方で労働力不足に関する問題は深刻化しています。各関係との連携強化を図り、人材確保に向けた取り組みを支援します。



単位:百万円

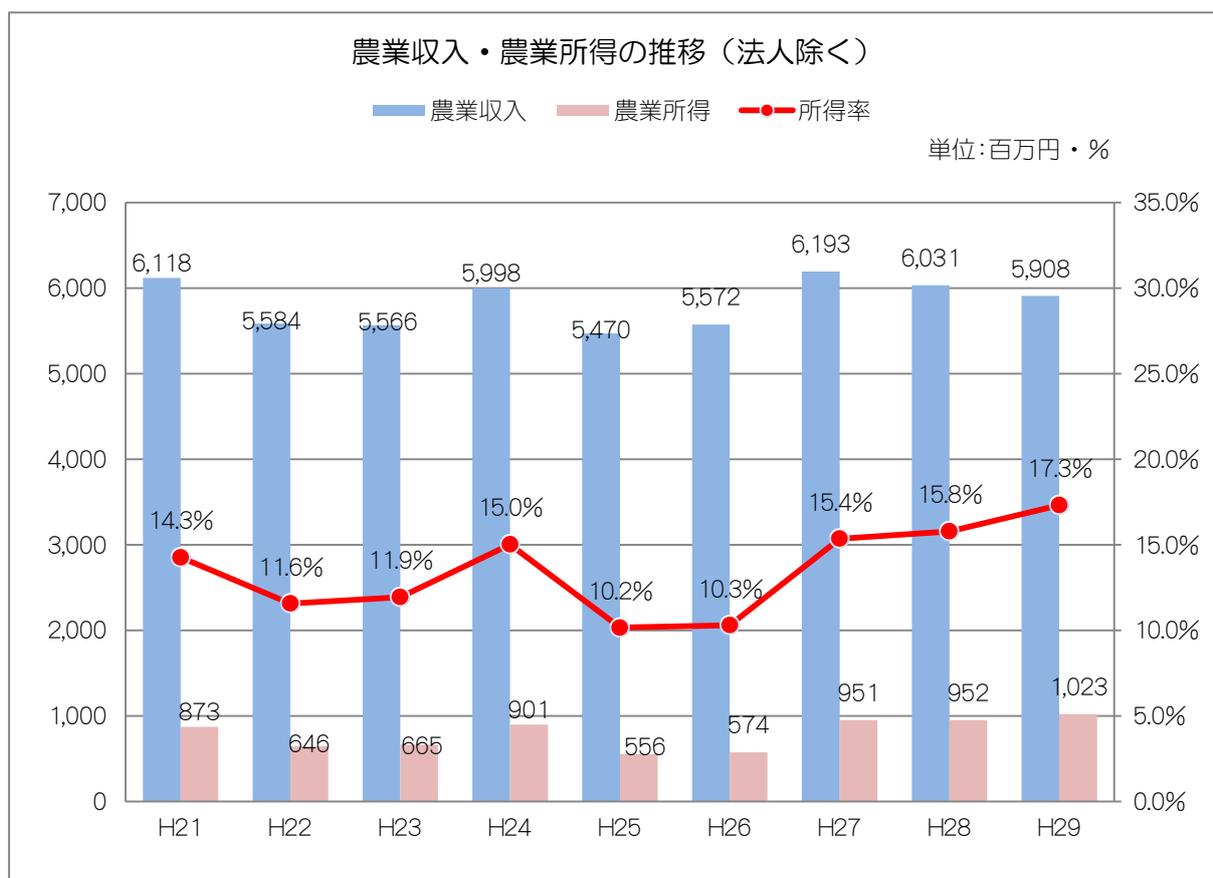
農産物種類		H26	H27	H28	平均
耕種	米	770	830	810	803
	麦類	230	320	270	273
	豆類	460	450	270	393
	いも類	420	500	610	510
	野菜	1,470	1,530	1,510	1,503
	果実	20	20	20	20
	工芸農作物	290	320	270	293
	その他作物	80	60	60	67
	耕種計(ア)	3,740	4,030	3,820	3,863
	畜産	肉牛	850	1,020	980
乳用牛		800	870	940	870
うち生乳		700	740	770	737
豚		3,420	3,250	3,170	3,280
その他畜産物		0	0	0	0
畜産計(イ)	5,070	5,140	5,090	5,105	
農業産出額(ア)+(イ)		8,810	9,170	8,910	8,990

表 12：農業生産推計額（農林水産省 農林業センサスからの推計額）

② 安定した経営と合理化の推進

意欲の高い農業者が創意工夫を発揮し、経営発展させていけるような農地の集積・集約化や新技術の導入、機械・施設の整備などの取り組みに対する支援を推進します。

高性能な農業機械や農業施設の共同整備・共同利用を促進し、作業効率や生産性の向上を図るとともに、生産資材の使用低減に繋がる営農を推進します。当面は、主たる経営者の所得目標下限値を440万円（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想）とします。



- 演習場周辺農業用施設設置助成事業の活用を推進します。
- 経営体育成支援事業補助（融資主体補助事業）の活用を推進します。
- 農業経営基盤強化資金利子補給等金融支援を継続して実施します。
- JA・行政など関係機関と連携した人材バンクの体制検討を推進します。

(2) 新技術の導入と普及

① 新技術・農業機械の導入と普及の推進

気候変動への対応や安全で高品質な食料を安定的に生産・供給していくため、上川農業改良普及センターなどの試験研究機関からの優れた品種や生産技術等の普及を推進します。

補助事業を活用した継続的な農業機械の導入により、農作業の効率化・合理化が図られてきました。今後も大型・高性能やGPS技術を活用した農業機械の共同利用を促進します。



演習場周辺農業用施設設置助成事業の活用



上川農業試験場（ハウス無加温栽培）視察研修

- 新技術による、生産性・収益性・作業効率の向上に取り組む農業者を支援します。
- 新たな農業生産技術の普及を推進します。
- 共同利用農業機械・施設・設備の新技術導入事業を推進します。

② スマート農業の推進

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足に対応するには、ロボット技術やICT、IoT、AIを活用した「スマート農業」への取り組みを進めていくことが必要です。スマート農業をはじめとする新技術導入に対する実証研究や情報収集を行い、国・北海道等の施策を活用した事業の展開を図っていきます。



- 地域の自然条件や農業構造などの実態に即したスマート農業の実証研究、情報収集等を行い、その効果を検証していきます。
- 酪農における労働力負担を軽減する搾乳ロボットなどの普及を推進します。
- 将来を担うICT技術習得者の人材育成を推進します。



4. 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

(1) 活気に満ちた快適な農村環境づくり

① 地域の特色ある資源を活かした農村づくりの推進

人口減少や高齢化に伴い、農村地域では、農業生産の減退やコミュニティの活力低下が懸念され、また、農業・農村構造の変化により農村の人的資本の減少及び農村協働力低下が見込まれ、担い手の負担が増えるとともに、農地・農業水利施設の保全管理に支障が生じる恐れや、さらには、農村地域が有する豊かな自然や伝統文化なども失われてしまうことが危惧されることから、農村づくりへの住民の意欲を醸成し、農村の価値や魅力を活かした取り組みを推進します。

地区名	地区拠点施設名	築年	施設概要	備考
日新	公民館日新分館	S54	集会室等3・調理室・図書室	
清富	清富多世代交流センター	H5	集会室等6・講堂	清富分館解体
草分	草分防災センター	H2	集会室等4・調理室	
里仁	公民館里仁分館	H21	集会室等2・調理室	
江幌	公民館江幌分館	S50	集会室等3・調理室	
静修	静修農業構造改善センター	H元	集会室2・調理室・図書室	
江花	公民館江花分館	H15	集会室等2・調理室	
日の出	日東会館	S57	集会室等4・調理室	
島津	島津ふれあいセンター	H2	集会室等4・調理室	
旭野	公民館旭野分館	S55	集会室等3・調理室・図書室	
富原	公民館富原分館	H5	集会室等3・調理室	
東中	東中会館	S51	集会室等4・調理室・図書室	

表 12：農村地区交流拠点施設の概要

- 自然や景観、伝統文化、生産物などの農村地域の多様な資源を発掘し、それらを活用した農村づくりを支援します。
- 農村地域の環境美化などのコミュニティ活動を推進します。
- 地域住民が主体となった持続的な取り組みを促進するため、農村づくりを後押しする役割を担う人材育成を推進します。
- 地域コミュニティ施設の適切な管理を実施していきます。



拠点施設の緑化・美化活動

② 農業・農村の多面的な機能を発揮する取り組みの推進

農業・農村は、食料の供給機能とともに、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい景観の形成、文化の継承など多面的機能を有しており、その利益を将来にわたって広く町民が享受できるよう、農業・農村の有する多面的な機能に向けた取り組みを推進します。

農村の多面的な機能の発揮に繋がる環境保全活動が地域の共同活動の一役を担っており、引き続き活動の支援を継続するとともに、地域施設の適切な管理、道路等社会インフラの整備を進めます。



農地保全組合活動の推進

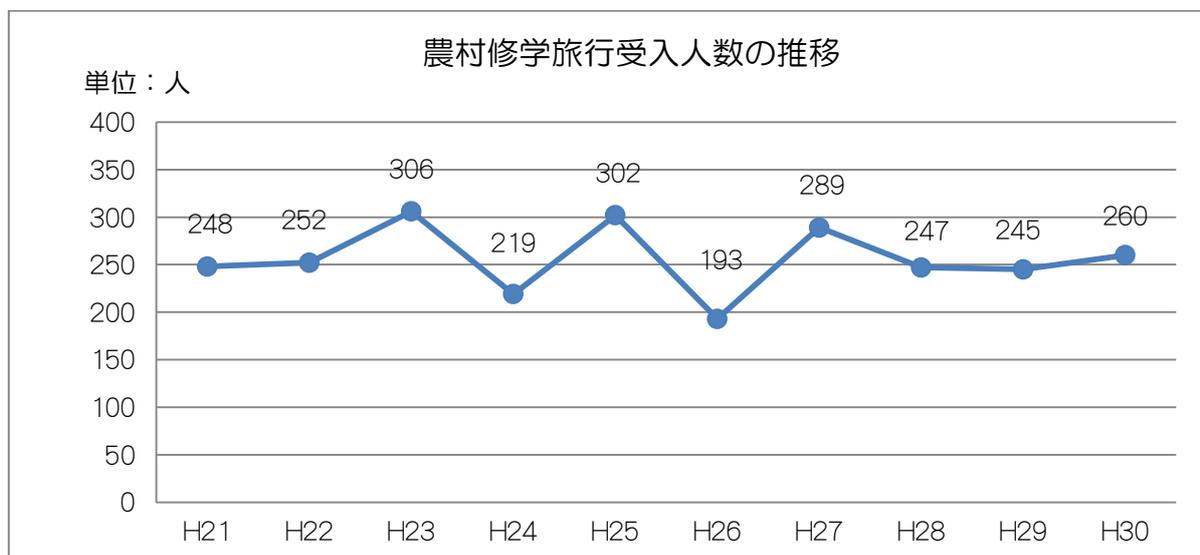
- 農地や水路など、地域資源の適切な保持管理を図るための地域の共同活動を推進します。
- 中山間地域等生産条件の不利な地域の農業生産活動を継続するための取り組みを支援します。
- 多面的機能の発揮を促進するとともに地域の活性化を図ります。
- 自然生態系の保全や良好な農村形成に向けて、地域の景観や環境に配慮した整備を推進します。
- 上富良野町集落協議会の機能強化を図ります。

(2) 都市と農村の交流促進と6次産業化の推進

① グリーン・ツーリズムの推進

消費者との交流、農業と観光・交流の一体化に向け、農業・農村体験やグリーン・ツーリズムの展開を促進します。

子どもたちの農業体験学習をはじめとする「農」や「食」、「自然環境」などに関する教育の場を積極的に提供するとともに、美しい景観や新鮮でおいしい農産物など、農村の魅力を最大限に生かしたグリーン・ツーリズムを推進し、都市部と農村の交流を一層推進します。



- グリーン・ツーリズム及び農業・農村体験機会の拡充を推進します。
- 農村地域の持つ豊かな自然や食などを活用した都市と農村との交流に資する活動などを推進します。
- 子どもたちを対象とした農業体験学習などの取り組みを推進します。

② 農業を軸とした6次産業化の推進

農業者等に対する起業化への意欲を喚起するとともに、地域内外の関係機関や団体などとの連携のもと、地域ぐるみで6次産業化・農商工の産業間連携に向けた推進体制の整備を支援します。

農業者自らの創意と工夫で、自然や風土、生産物などの地域資源を活かし、関連産業との連携や農業者同士の融合を図り、既存加工特産品の生産拡大と、消費者ニーズに即した新たな加工特産品の開発等を支援します。



6次産業化への取組

- 6次産業化取組農業者・団体の研究・活動を支援します。
- 関連産業との連携強化を図り、関係者のネットワークづくりや商品開発、加工・販売施設の整備等を推進します。
- 2次・3次事業者とのマッチングなどによる新商品の開発、販路開拓など新たな需要創出を推進します。

5. 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

(1) 意欲のある担い手の育成・確保

① 地域の中心的担い手の育成と確保

安全・安心で良質な食料の安定した生産・供給をはじめ、農業・農村の多面的な機能発揮による地域の環境保全など、基幹産業である農業の多様な担い手の育成と確保を図ります。

単位：人

年 度	認定農業者数	新 規		終期到来		再認定		離農等	認定者変更			増 減
		個人	法人	個人	法人	個人	法人		法人化	経営移譲	共同申請	
H20	300	8	0	19	2	19	2	▲10	0	▲5	4	▲3
H21	297	5	2	106	2	100	2	▲2	▲1	▲4	3	▲3
H22	286	6	0	96	0	88	0	▲4	0	▲3	▲2	▲11
H23	282	4	2	27	5	27	5	▲5	0	▲4	▲1	▲4
H24	279	5	0	19	2	18	2	▲6	0	▲3	2	▲3
H25	272	4	0	27	0	27	0	▲8	0	▲2	▲1	▲7
H26	270	3	1	85	5	84	5	▲6	▲1	0	3	▲2
H27	263	4	1	78	2	73	2	▲6	0	▲2	1	▲7
H28	262	6	1	24	8	22	8	▲4	0	▲6	4	▲1
H29	254	3	1	16	2	16	2	▲8	▲1	▲2	▲1	▲8

表 13：認定農業者数の推移

地域のリーダーとして牽引できる農業経営者の為の研修をはじめ、各種研修環境の整備を推進するとともに、「人・農地プラン」（地域農業マスタープラン）上の中心的担い手への位置付け促進、計画的な営農に繋がる認定農業者への誘導と、さらに地域農業・地域全体のリーダーとなり得る中核的担い手の育成を図ります。

- 農業経営・技術・戦略習得など多様な研修会の充実と情報提供など担い手育成の支援を推進します。
- 人材育成アカデミーを開催し、研修会環境の整備を進めます。
- 各関係機関の協力のもと、農業改善経営支援センターの機能強化を推進します。

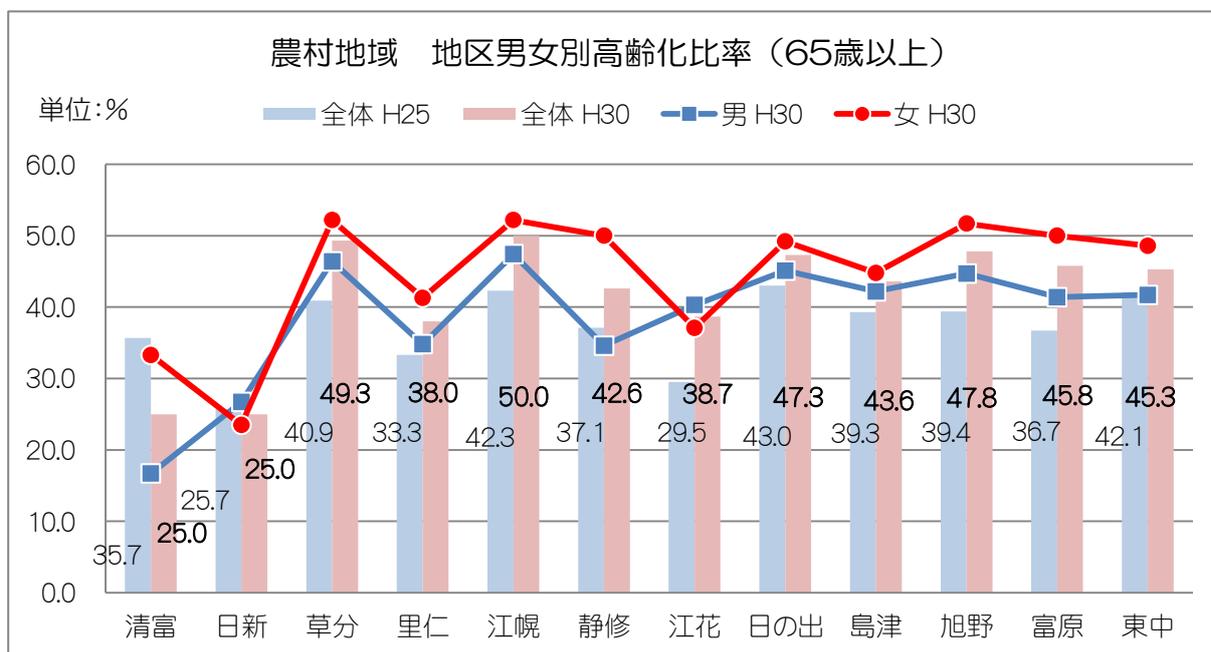


上富良野人材育成アカデミー（農業分野）

② 女性農業者・高齢農業者が活躍できる環境づくり

女性農業者の経営管理能力の向上や農業生産、加工販売などに関する技術習得のための研修会の開催や女性同士のネットワーク（ふら農嬢など）の強化、グループ活動の活性化・拡大化などを推進します。

また、男女平等参画に向けた意識啓発や各研修会の開催などを通じ、ワークライフバランスに配慮しながら、女性農業者が経営や社会活動に参画しやすい環境づくりを推進するほか、農協や農業委員会の運営に係る女性役員の登用など、組織運営への積極的な参画とともに、地域農業に関する方針等への意見反映を図るための場への参加を推進します。



農村地域における高齢化は、5年前の調査に比べ高齢化率が進んでいますが、農業生産や地域活動の場で、高齢農業者が確かな技術・技能や豊かな経験を活かせる環境づくりを推進します。

- 女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めます。
- 男女平等参画に向けた意識啓発と組織運用を推進します。
- 家族経営協定の締結促進を推進します。
- 中山間地域直接支払制度地域取組活動の支援を推進します。
- 収益向上作物導入支援事業を継続して実施します。



ふら農嬢 食育活動

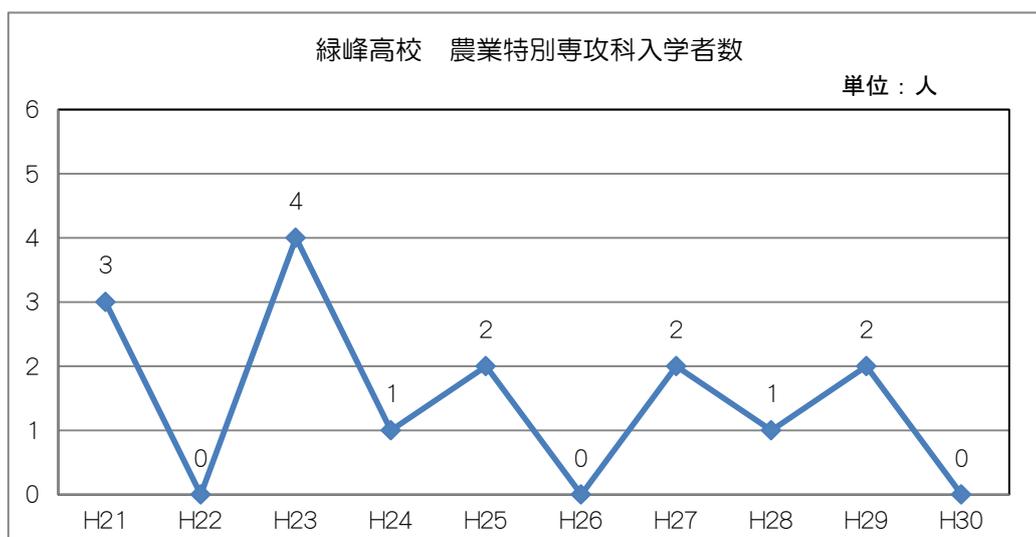
(2) 新たな担い手育成と地域農業を支える体制づくり

① 新規就農者の育成・確保

農業後継者はもとより、多様な人材が就農できるよう農業・農村の理解促進をはじめ、キャリア教育の充実や高度で専門的な富良野緑峰高校専攻科、北海道農業大学校などの研修・教育を推進するとともに、地域における受け入れ体制の充実等を推進します。



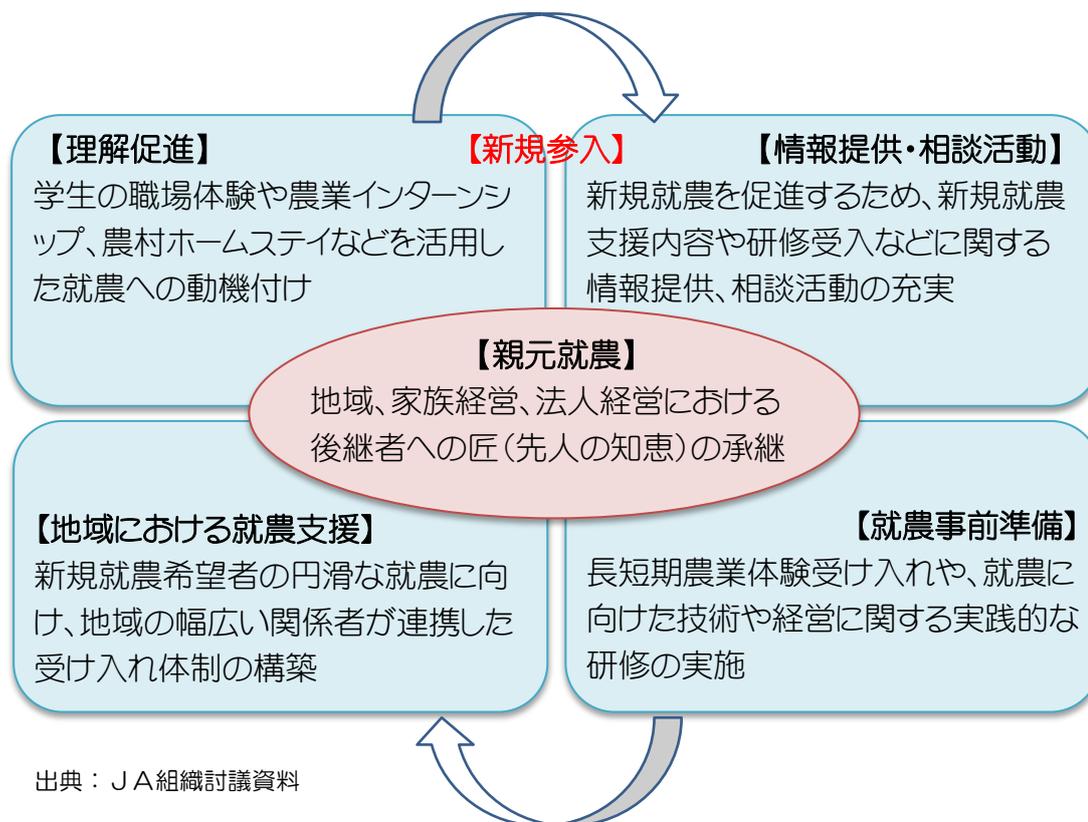
緑峰高校農業特別専攻科



新規就農者に関しては、平成 24 年度より助成制度（農業人材投資資金（旧青年就農給付金））が発足し、これまでに 5 件給付がありました。また、平成 28 年より町独自の新規就農者に対する新たな農業担い手等支援事業として、研修学費支援、住居費等支援、指導農業者研修受入支援の事業を実施し、これまで延べ 11 件の助成を実施しました。

新規就農に繋がるための就農予定者及び指導農業者への助成制度と後継者対策としての担い手サポート事業を今後も継続して推進します。

担い手の確保・育成に向けた取り組みの加速



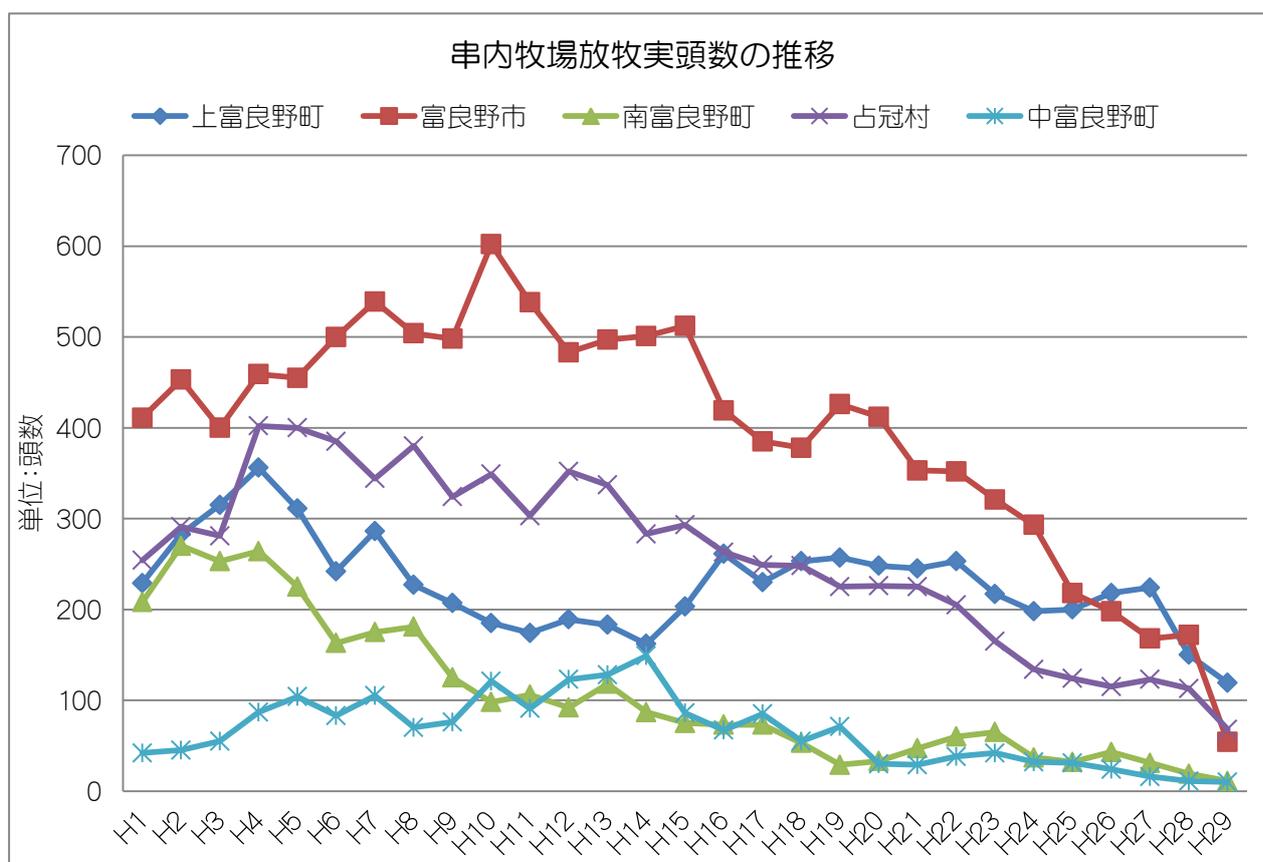
地域を担う優れた人材を育成するため、幅広い知識や技術の習得が出来るよう、緑峰高校専攻科との連携をした取組や研修機会の充実はもとより、新規就農者の受け入れを推進する観点から、就農予定者への的確な育成・指導に繋げるため、北海道指導農業士・農業士の資格取得誘導・推薦するとともに、指導農業士への受け入れの支援を充実させます。また、新規就農者が就農後、安定した経営が実現するよう、生産基盤の確保や経済的な支援を図ります。また、農業後継者のパートナー対策も継続した支援を図っていきます。

- 新規就農者受け入れ体制（担い手支援事業等）を継続して実施し、その充実を図っていきます。
- 町内への移住・定住など多様な担い手の確保を促進するため、受け入れ情報などの収集・発信に努めます。
- 就農直後の所得を確保するための「農業人材投資資金」の給付など経営の安定化に向けて支援を行っていきます。
- 富良野緑峰高校農業特別専攻科の運営について支援を行っていきます。
- 農業後継者パートナー対策の支援を推進します。

② 担い手を支える仕組みづくり

土地利用型農業が主な本町では、近隣の富良野市、中富良野町に比較して、人材派遣機関等に労働力を求める割合は少ない状況ですが、今後農家戸数の減少が予想される中、一戸あたりの経営面積は必然的に増えていくことから、労働力の確保は大きな課題となっています。

農作業委託組織の活用を促進し労力負担の軽減を図るとともに、経営の圧迫に繋がる過剰な投資を抑制し、経営の安定に繋がります。また、農作業事故を防止し、農業機械の安全利用を推進します。



- 経営形態に合わせた労働力不足解消の取り組みを推進します。
- 串内牧場の活用促進と誘導を推進します。
- 串内牧場の道営土地改良事業（草地事業、哺育・育成センター）の早期完了を推進します。（事業期間：H31～36）
- TMRセンター、コントラクター等の飼料生産組織設置等の支援や、畜産クラスター事業での生産効率化を推進します。
- 農作業安全励行を推進します。



6. 農業関係機関との連携

農業関係機関との連携強化を図り、第8次上富良野町農業振興計画の着実な実行につなげていきます。

(1) ふらの農業協同組合

平成29年4月より農業諸施策の円滑な展開・遂行、農業相談や諸手続き利便性向上、情報共有と協議体制強化を目的に、ふらの農業協同組合上富良野支所に町の農業部門が入り、農政部門ワンストップ化を実施しました。

J A（上富良野支所）及び町の農業部門は、地域農業者にとって一番身近な農業機関・組織であることから、これまで以上に綿密な連携、推進体制の強化を図り、地域における農業振興を合理的かつ有機的に推進していきます。

(2) 上富良野町農業委員会

農地の適正かつ効率的な利用の促進や優良農地の確保、さらには地域農業の担い手育成などに連携して取り組みます。

(3) 富良野土地改良区

農業水利施設等の維持管理、農業生産基盤整備の推進主体として、農業振興を担う役割の十分な発揮につなげるため、協力体制を堅持し、連携した事業・取り組みを推進します。

(4) しろがね土地改良区

しろがね地区の農業水利施設の維持管理推進主体として、協力体制を堅持し、既存施設の長寿命化対策などについて連携した取り組みを推進します。

(5) 北海道中央農業共済組合（旧富良野地区農業共済組合）

天候不順や災害による農作物被害の対応など、共済事業・収入保険制度と連動した対策を構築し農業経営の安定・持続につながるほか、畜産の防疫体制を堅持するため連携した取り組みを推進します。

(6) 上川農業改良普及センター富良野支所

様々な研究成果をベースにした共益・実用的な成果を、農業者が知識・技術として習得・活用し、農業経営や農村生活の向上につなげるため連携した取り組みを推進します。



《用語解説》

〈五十音順〉

あ

■ イノベーション

全く新しい製品やサービスを生み出すこと。それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会に大きな変化を起こすこと。

■ 遺伝子組換え作物

遺伝子組換え技術（ある生物がもつ有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入することにより新たな性質を加える技術）を用いて作出した作物のこと。

か

■ グリーン・ツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。

グリーン・ツーリズムを受け入れる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園、市民農園などがある。

※ ファームイン

農家民泊、農泊のこと。近年では農村地域において、ファームインを通してその自然や文化、人々との交流を楽しみながらゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動が進められている。

■ クリーン農業

環境保全型農業のことで、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬を必要最小限にとどめるなど、環境の調和に配慮した農業。

※ 化学肥料

肥料のうち化学合成されたものをいい、化学合成とは、化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。

■ コントラクター（Contractor）

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農業協同組合のほか、民間企業によるものがある。

■ 耕作放棄地

もともと農用地として使用されていた土地で、過去 1 年間以上管理せずに放置され、今後とも肥培管理を行う意思のない土地。

04

■ 搾乳ロボット

乳牛の搾乳を機械で行うBOX型ロボット。通常1日2回行う搾乳作業を人の代わりにを行い、搾乳作業を自動化する。牛に搾乳ロボットを訪問させるために、搾乳ロボット内で餌を給餌し、餌を食べている間に搾乳を行う。

■ 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

■ 食料自給率（供給熱量ベース、生産額ベース）

国民の食料消費に国内の食料生産がどの程度対応しているかを示す数字で、「我が国の食料自給率」としては、通常カロリーベースでの食料自給率（供給熱量総合食料自給率）が用いられている。現在（平成29年）の我が国の食料自給率は38%と、主要先進国の中で最低の水準となっている。

■ 硝酸性窒素

主要な肥料成分である窒素の存在形態の一つで水溶性の硝酸イオン（NO₃⁻）の形で存在する窒素をいう。硝酸性窒素は移動が大きく土壤中を下降する水によって溶脱されやすい。

化学肥料や家畜ふん尿を多量に使用した場合、作物による吸収や土壌微生物による分解能力を超え、土壤中で多量の硝酸が生成し、溶脱して地下汚染の原因になる。硝酸の少ない状況（人体や土の中など）では容易に亜硝酸性窒素に変化し、体内に摂取した場合は有害な影響を及ぼす。

■ スtockマネジメント

農業水利施設において、その施設設置状況、規模、耐用年数などを把握し、さらに全施設について定期的な機能診断を行い、より適切な保全対策を計画・実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理・整備する手法や技術体系のことをいう。

■ スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業。農林水産省では、スマート農業の姿を以下の5つの方向性に整理している。

① 超省力・大規模生産を実現

トラクター等の農業機械の自動走行の実現により、規模限界を打破

② 作物の能力を最大限に発揮

センシング技術や過去のデータを活用したきめ細やかな栽培（精密農業）により、従来にない多収・高品質生産を実現

③ きつい作業、危険な作業から解放

収穫物の積み下ろし等重労働をアシストスーツにより軽労化、負担の大きな畦畔等の除草作業も自動化

④ 誰もが取り組みやすい農業を実現

農機の運転アシスト装置、栽培ノウハウのデータ化等により、経験の少ない労働力でも対処可能な環境を実現

⑤ 消費者・実需者に安心と信頼を提供

生産情報のクラウドシステムによる提供等により、産地と消費者・実需者を直結

た■ **地産地消**

地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取り組みで、各地において、直売所等を利用した新鮮な地場産品の販売のほか、消費者と生産者の交流活動など多様な取り組みが展開されている。

な■ **認定農業者**

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

■ **農業法人**

「農業法人」は、農業を営む法人の総称。

■ **農村協働力**

農村、あるいは農村と都市の複数の主体が、農村活性化のための目標を共有し、自ら考え、力を合わせて活動したり、自治・合意形成などを行う能力または機能。

は■ **バイオ燃料**

再生可能な生物由来の有機性資源（バイオマス）を原料に、発酵、搾油、熱分解などによって作られた燃料。

や■ **有機農業**

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。「有機農業の推進に関する法律」第2条で定義されている。

■ **優良農地**

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。

ら■ **6次化産業**

1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

<ABC>

■ **AI (Artificial Intelligence)**

人工知能。人間の知的振舞いの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間がおこなうように柔軟にタスクを実行する。

農業では、ITを活用して、熟練農家の暗黙知を形式知に変え、農業を高度化させること。

■ **EPA (Economic Partnership Agreement)**

自由貿易の柱である関税撤廃や非課税障壁引き下げなどの通商上の障壁の除去だけでなく、契約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和及びサービス・投資・電子取引などの様々な経済領域での連携強化・協力の促進なども含めた条約。

■ **FTA (Free Trade Agreement)**

自由貿易協定。特定の国・地域間で貿易を自由化する協定。

多国間協定を基本とするWTOの協定では、関税その他の制限的通商規則を、事実上すべての貿易で廃止することを条件に協定締結を認めている。

「事実上すべて」については、「特定分野を一括除外せず、かつ貿易額の90%以上の関税を撤廃する」との解釈があるが、明確な国際基準は存在しない。

■ **GAP (Good Agricultural Practice)**

農業において、食品安全、環境保全、品質向上、農業経営、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み。農業生産の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

■ **GPS (Global Positioning System)**

全地球測位システム。人工衛星からの発射される信号を用いて位置や時刻情報を取得するシステム。これを利用して移動経路等の情報を取得するカーナビゲーションや測量、航空・船舶の航法支援など、幅広い分野で活用されている。

農業分野では、圃場計測、農作業履歴の記録、農作業機械と連動した運転支援や作物情報の収集、資材散布の効率化等への実用化がされている。

■ **ICT (Information and Communication Technology)**

情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

■ **IoT (Internet of Thing)**

モノのインターネット。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され(単に繋がるだけでなく、モノがインターネットのように繋がる)。センシング技術など情報交換することにより相互に制御する仕組み。

■ **JFOODO (The Japan Food Product Overseas Promotion Center)**

「農業競争力強化プログラム」に基づき、輸出拡大を更に促進するため、生産者の所得向上につながる日本産農林水産物・食品のプロモーション、輸出事業者へのサポートを強化するため、農林水産物・食品の輸出促進のミッションを特化した組織として、平成29年4月に設立。

■ RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership)

「東アジア地域包括的経済連携」のこと。東南アジア諸国連合 (ASEAN) を中心に国家群 (インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアに日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの 16 か国) が参加する広域的な自由貿易協定のことであり、別名メガ FTA とも呼ばれている。これが実現すれば世界の GDP の 3 割にあたる 20 兆ドル、世界の貿易総額の約 3 割にあたる 10 兆ドルを占める広域経済圏が実現する。

■ TAG (Trade Agreement on Goods)

「日米物品貿易協定」のこと。日米がお互い輸出入する農産物、自動車、工業製品も含めたすべてのモノ (goods) にかけている関税の削減や撤廃などを取り決めようとする貿易協定。

金融・投資やサービスの自由化にも範囲が及ぶ自由貿易協定 (FTA) は、モノの関税以外の分野も入っていたが、TAG は交渉の範囲がモノに絞られている点が大きな特徴となっている。

■ TMR (Total Mixed Ration)

粗飼料や濃厚飼料等を混合し、牛が必要としているすべての栄養素をバランスよく含んだ飼料のこと。栄養的に均一で選び食いができないという特徴がある。これを専門的につくり、農家に供給する施設を TMR センターという。

■ TPP 協定 (Trans-pacific Strategic Economic Partnership Agreement)

「環太平洋パートナーシップ協定」のこと。環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定。(日本、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、豪州、ペルー、ベトナム、カナダ、マレーシア、メキシコ、米国 (のち離脱))

TPP 協定は、サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定であり、市場アクセスの農林水産分野では、重要 5 品目を中心に、関税撤廃の例外と国家貿易制度・関税割当の維持、セーフガードの確保が盛り込まれた一方、長期間での関税撤廃などがなされることとなった。

■ WTO (World Trade Organization)

世界貿易機関。GATT (関税と貿易に関する一般協定) 体制に変わり 1955 年 1 月に発足。貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。

本部はスイスのジュネーブ。

「強い農業」と「美しく活力のある農村」の創出をめざして

基本目標

- 1 安全・安心な食料の安定供給と消費者と生産者の結びつき強化
- 2 農業生産を支える基盤づくりと優良農地の保全
- 3 経営の安定化・合理化と新技術の導入
- 4 活力に満ち、心豊かに暮らしている農村づくり
- 5 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保
- 6 農業関係機関との連携

基本方針

- (1) 安全・安心な食料の安定供給
- (2) 食育や地産地消による農業に関する理解促進
- (1) 農業生産の基盤の整備・強化
- (2) 優良農地の確保と適切な利用の推進
- (1) 経営の安定化・合理化
- (2) 新技術の導入と普及
- (1) 活力に満ちた快適な農村環境づくり
- (2) 都市と農村の交流促進と6次産業化の推進
- (1) 意欲のある担い手の育成・確保
- (2) 新たな担い手育成と地域農業を支える体制づくり

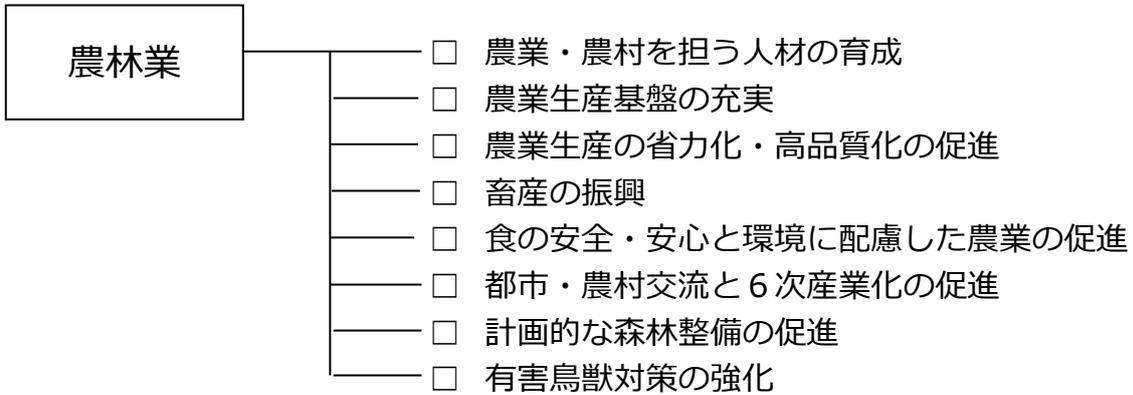
施策の展開方向

- ① 良質な食料の安定供給
- ② 環境と調和した農林業の推進
- ① 地産地消の推進
- ② 消費者と生産者との結びつきの強化
- ① 農業生産基盤の整備
- ② 農地や農業水利施設の保全・維持管理
- ① 計画的な土地利用の推進
- ② 中心的担い手への農地集積の推進
- ① 農業経営の現状
- ② 安定した経営と合理化の推進
- ① 新技術・農業機械の導入と普及の推進
- ② スマート農業の推進
- ① 地域の特色ある資源を活かした農村づくりの推進
- ② 農業・農村の多面的な機能を発揮する取組の推進
- ① グリーン・ツーリズムの推進
- ② 農業を軸とした6次産業化の推進
- ① 地域の中心的担い手の育成と確保
- ② 女性農業者・高齢農業者が活躍できる環境づくり
- ① 新規就農者の育成・確保
- ② 担い手を支える仕組みづくり

- ・ からの農業協同組合
- ・ 上富良野町農業委員会
- ・ 富良野土地改良区
- ・ しるかね土地改良区
- ・ 北海道中央農業共済組合
- ・ 上川農業改良普及センター富良野支所

第6次上富良野町総合計画（農林業部門抜粋）

農林業 主要施策



成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成29年度 (実績値)	平成35年 (目標値)	備考
認定農業者率	%	90.9	95.1	H29 254人
農業生産法人数	法人	25	29	
新規就農者数及び農業後継者数 (計画期間中累計)	人	3	3	
耕作放棄地面積	Ha	0	0	
農業生産額	百万円	8,910	9,000	